
行方市子ども・子育て支援事業計画
(第2期:令和2年度～令和6年度)

令和2年3月 行方市

目次



第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育ての現状と課題	5
1 子育て家庭を取り巻く状況	5
2 教育・保育の状況	10
3 子育てニーズ等(アンケート調査結果)	16
4 現状と今後の課題まとめ	27
第3章 計画の基本理念等	28
1 基本理念	28
2 計画の施策体系	29
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実	31
1 教育・保育提供区域の設定	31
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	31
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	36
4 教育・保育の一体的提供及び質の確保・向上	51
5 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援	51
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	51
7 外国につながる幼児への支援・配慮	51
第5章 新・放課後子ども総合プランの推進	52
第6章 子ども・子育てに関する施策の総合的な展開	53
1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	53
2 子育て支援及び仕事との両立支援	57
3 子どもと親の健康づくり	59
第7章 計画の推進と評価	62
1 協働による計画の推進	62
2 計画の点検・評価	62
資料編	63
1 計画策定の経過	63
2 行方市子ども・子育て会議条例	64
3 行方市子ども・子育て会議委員名簿	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の出生数は、平成30年実績で100万人を割っており、1899年の調査開始以来過去最少という状況となっています。

また、少子化の一方で、世帯の細分化や地域のつながりの希薄化等を背景として、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心に、保育園等利用の待機児童対策が依然として大きな課題となっています。

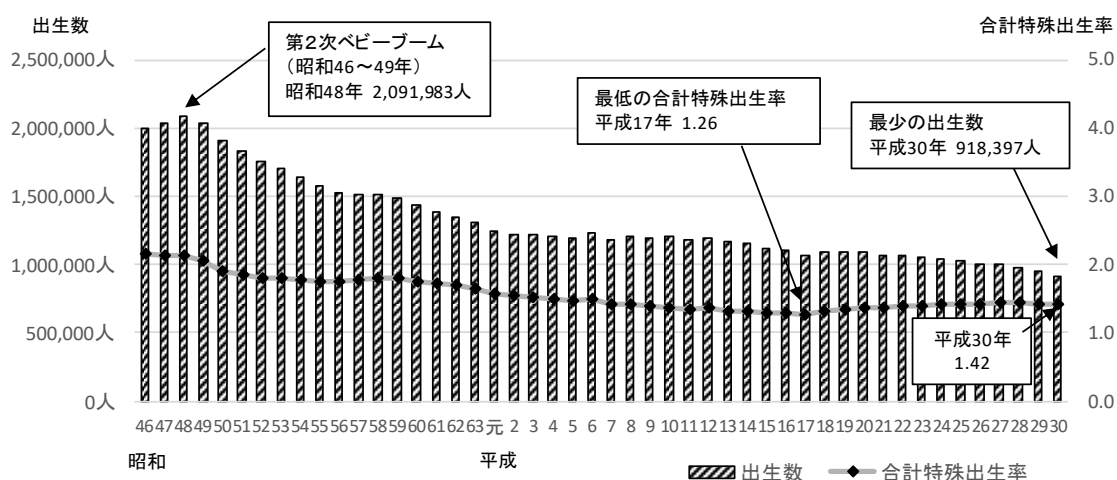
国では、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法が整備され、これら法律に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されました。

本市では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「行方市次世代育成支援対策行動計画(わくわく子育て夢プラン)」を策定し、医療福祉制度の拡充、地域子育て支援センターを拠点に子育て不安の解消や交流の促進、高齢者や異年齢のふれあい活動等、子ども・子育て家庭を応援する様々な施策を総合的に展開してきました。

また、子ども・子育て支援新制度が導入されたことに伴い、平成27年3月に第1期の「行方市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～平成31年度)を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

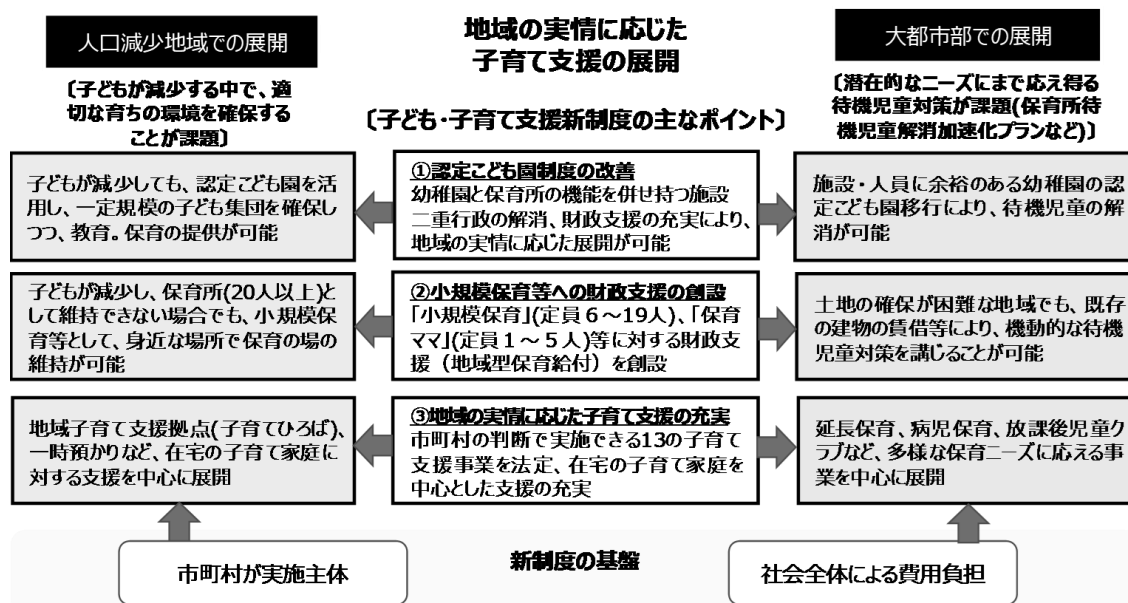
そしてこのたび、「行方市子ども・子育て支援事業計画」の改定時期を迎え、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化とともに、国における「ニッポン一億総活躍プラン」や「子育て安心プラン」等の施策の方向性を反映するため、「行方市子ども・子育て支援事業計画」(計画年間:令和2年度～令和6年度)を策定します。

国における出生数と合計特殊出生率の推移



出典:人口動態調査

子ども・子育て支援新制度の概要（イメージ）



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」

ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年6月2日閣議決定）の子育ての環境整備等の概要

【子育ての環境整備】

- 保育の受け皿については、平成 29 年度末までの整備量を 40 万人分から 50 万人分に上積み。
- 保育士の処遇については、新たに2%相当（月額 6000 円程度）の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額4万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、さらなる処遇改善。
- 多様な保育士の確保・育成に向けて、返済免除型の貸付制度の拡充や、ICT 等を活用した生産性向上等、総合的に取り組む。
- 放課後児童クラブについて、平成 31 年度末までに 30 万人分の追加的に受け皿を整備。職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的受け皿整備を平成 30 年度末に前倒して実現するための方策を検討。

【「希望出生率 1.8」に向けたその他取組】

- 女性の活躍は、一億総活躍の中核。子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。
- 子育て世代包括支援センターについて、市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成 32 年度末までに全国展開。不妊専門相談センターを平成 31 年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続。
- 大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、三世代同居・近居をしやすい環境づくりを推進。
- 困難を有する子ども・若者（発達障がい者等）等に対して、専門機関が連携して伴走型の支援を実施。

◆子育て安心プランの概要

【待機児童を解消】

- 国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの2年間で確保。(遅くとも平成 32 年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

- 「M字カーブ」を解消するため、平成 30 年度から平成 34 年度(令和4年度)末までの5年間で女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿整備。

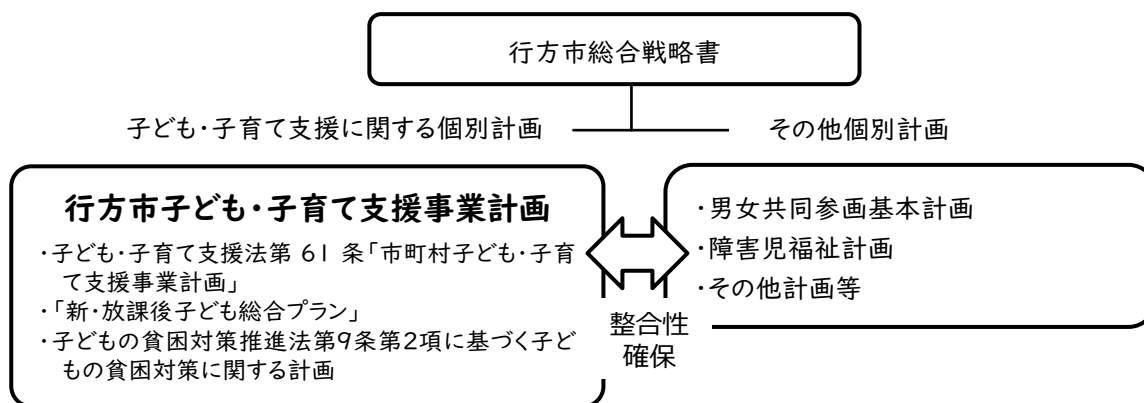
2 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として策定するものです。また、同法に定められている施策の推進と合わせて、本市の最上位計画である「行方市総合戦略書」の部門別計画として位置付け、その他の関連する諸計画と連携、調和を図りながら、総合的に子育て支援の取組を推進していくものです。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

さらに、子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務化されたことを踏まえて、同法第9条第2項に基づく「市町村計画」として策定するものです。

計画の性格



3 計画の期間

本計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、子育て世帯の当事者の意見を反映させ、子育て支援について幅広く議論するため、社会福祉団体や施設等の従事者並びに学識経験者等、市民代表からなる「行方市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行います。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定のための基礎資料を得るためにアンケート調査を実施し、教育・保育の利用状況及び今後の利用意向等を把握しました。

① 子育て支援ニーズ調査

本調査は、市民の子どもの教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、次期事業計画を策定する上での基礎情報を得ることを目的として実施しました。

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	952 票	745 票	78.3%
小学生児童	725 票	612 票	84.4%

② 子育て家庭の生活実態調査

本調査は、子育て家庭の生活実態を把握するために、子どもの生活・学習習慣や保護者の就労状況、経済状況等を定量的に把握し、次期事業計画を策定する上での基礎情報を得ることを目的として実施しました。

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
小学生全体	537 票	457 票	85.1%
小学5年生	250 票	204 票	81.6%
小学6年生	287 票	248 票	86.4%
小学生保護者全体	537 票	454 票	84.5%
小学5年生保護者	250 票	198 票	79.2%
小学6年生保護者	287 票	245 票	85.4%
中学生全体	532 票	417 票	78.4%
中学2年生	275 票	236 票	85.8%
中学3年生	257 票	179 票	69.6%
中学生保護者全体	532 票	414 票	77.8%
中学2年生保護者	275 票	231 票	84.0%
中学3年生保護者	257 票	175 票	68.1%

※各全体の有効回収数は、学年無回答票を含んでいるため、学年合計より多くなっています。

(3) パブリックコメントの実施

計画案を広く市民の皆さんにお知らせするとともに、意見の募集を行うパブリックコメントを実施しました。

第2章 子ども・子育ての現状と課題

Ⅰ 子育て家庭を取り巻く状況

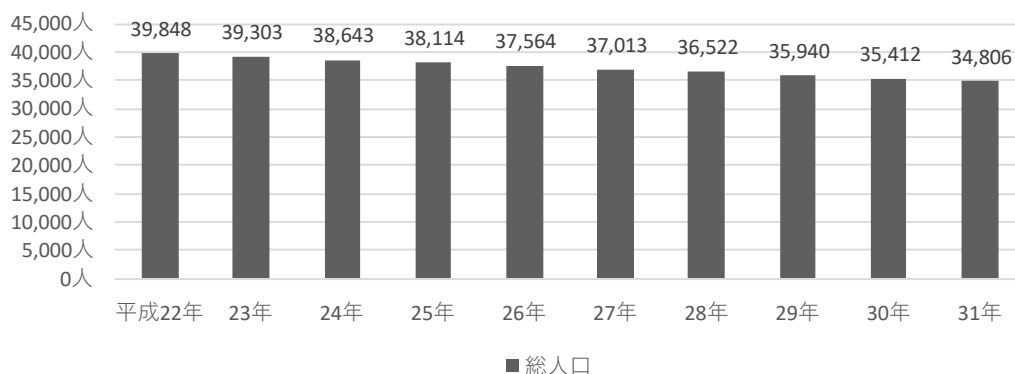
(Ⅰ) 人口・世帯の動向

①人口・世帯数・一世帯当たり人員の推移

本市の総人口は、平成31年3月31日現在で34,806人となっており、減少傾向が続いています。

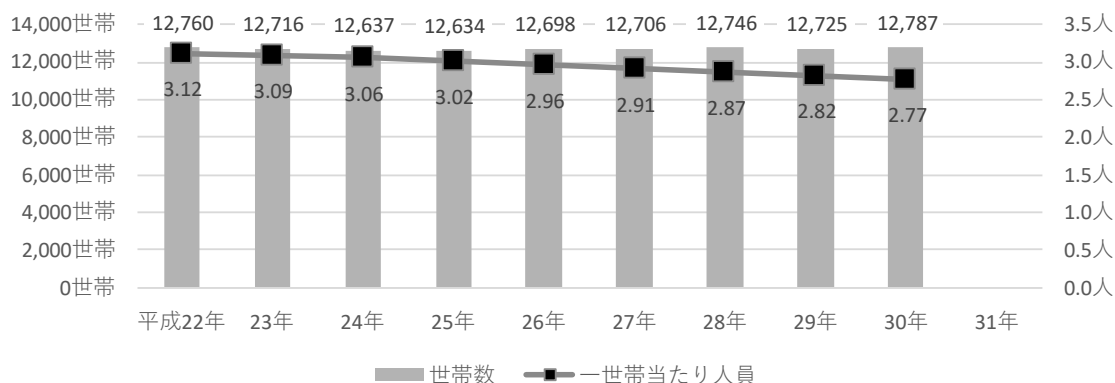
世帯数は、平成30年3月31日現在で12,787世帯となっており、増加傾向が続いている一方、一世帯当たり人員は、平成30年3月31日現在で2.77人となっており、こちらは減少傾向が続いています。

総人口の推移（各年3月31日時点）



出典：住民基本台帳

世帯数及び一世帯当たり人員の推移（各年3月31日時点）

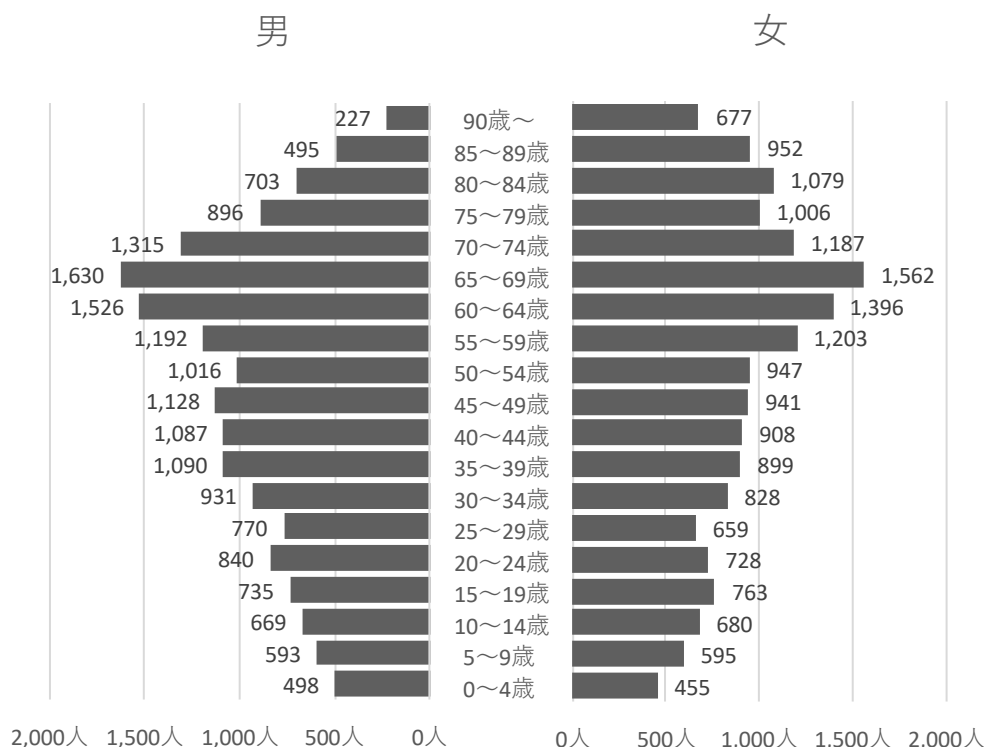


出典：住民基本台帳

②人口ピラミッド

本市の人口構成は、平成31年3月31日現在で男女ともに65～69歳の人口が最も多く、次いで60～64歳と続いており、60歳代の人口が総人口の約2割(17.6%)を占めています。

人口ピラミッド(平成31年3月31日時点)

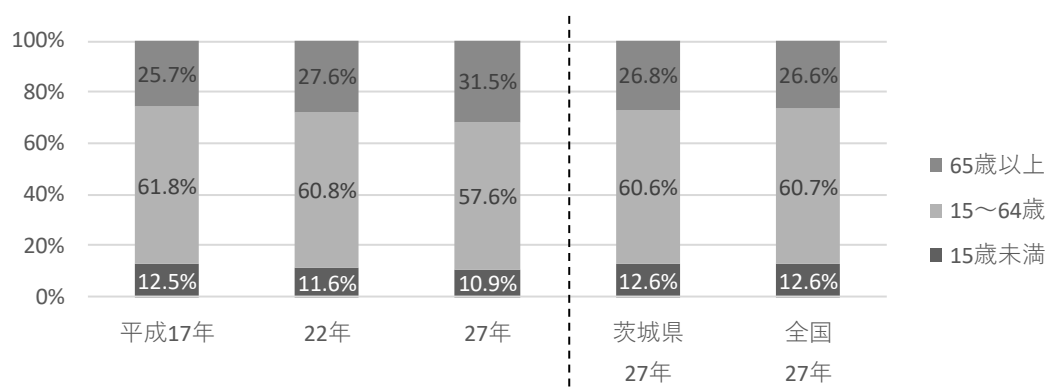


出典:住民基本台帳

③年齢3区分別人口の推移

本市の15歳未満人口の比率は、平成27年10月1日時点で10.9%となっており、比率が低下傾向で、茨城県や全国と比べて低い水準となっています。

年齢3区分別人口比率の推移(各年10月1日時点)



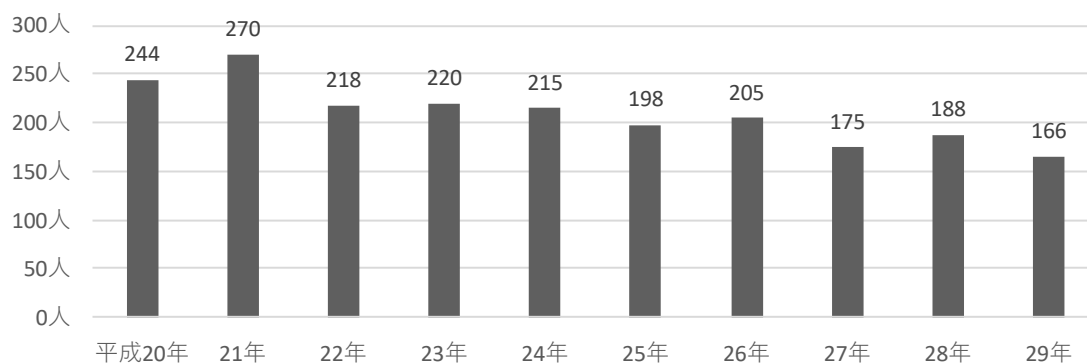
出典:国勢調査

(2) 出生の動向

① 出生数の推移

本市の出生数は、平成 29 年実績で 166 人となっており、年によって増減はあるものの概ね減少傾向となっています。

出生数の推移

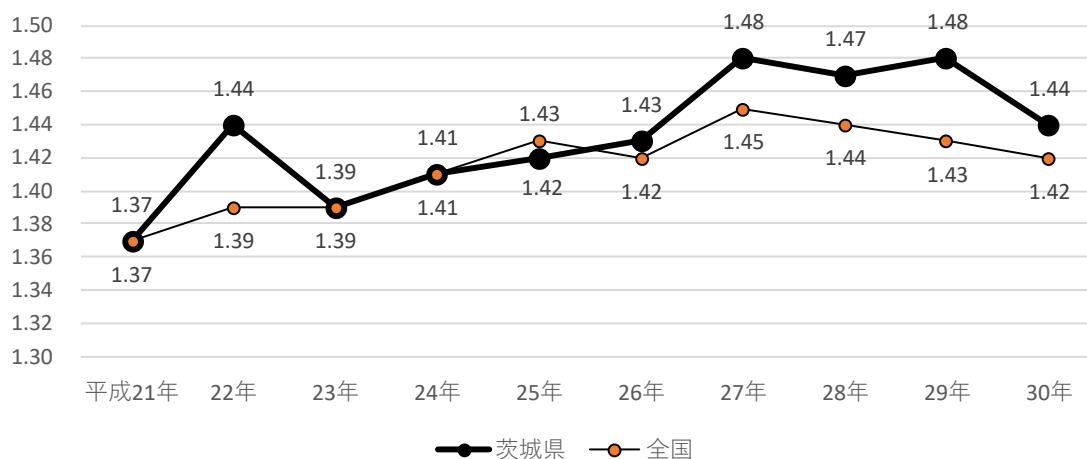


出典:茨城県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

茨城県の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に生む平均子ども数)は、平成 30 年実績で 1.44 人となっており、ここ5年は全国を上回る水準で推移しています。

茨城県及び全国の合計特殊出生率の推移



出典:茨城県人口動態統計

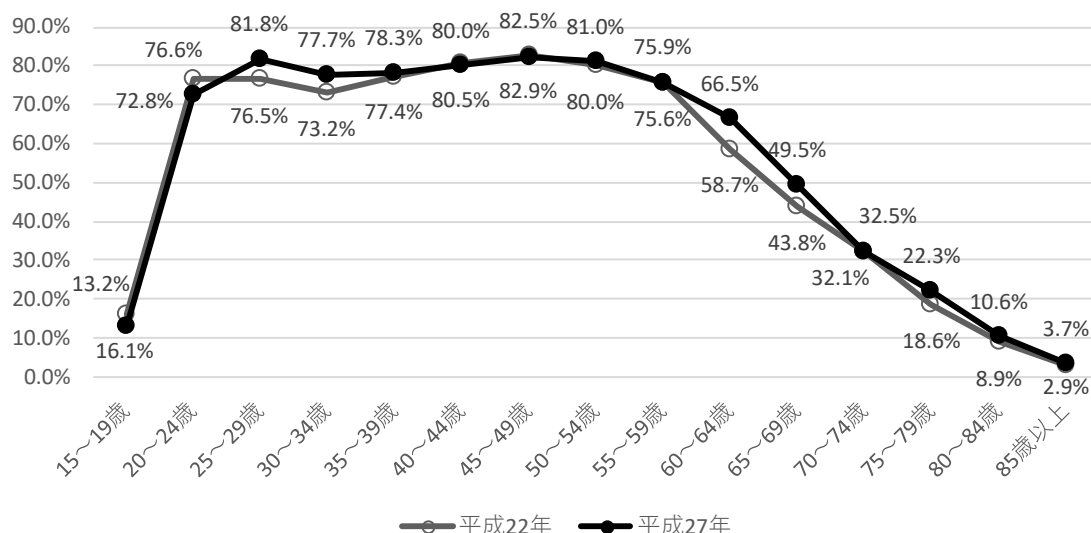
(3) 社会の動向

① 女性の就業率の推移

本市の女性の就業率は、平成 27 年時点で 25～44 歳女性で 79.4%となっており、国の「子育て安心プラン」が想定している平成 34 年度（令和4年度）末就業率 80%に既に近い水準となっています。

平成 27 年は、平成 22 年と比べて 25～29 歳や 30～34 歳等で上昇しており、既婚女性の就業率の上昇や晩婚化、非婚化の動向が影響しているものと推測されます。

年齢階級別女性の就業率の推移



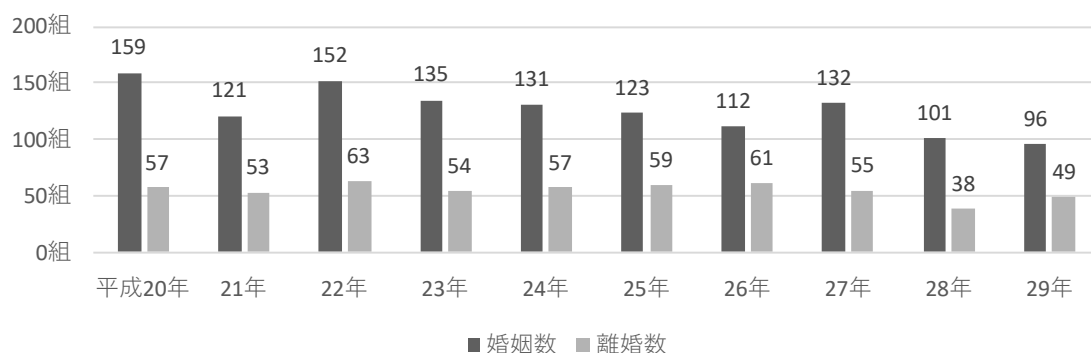
出典：国勢調査

② 婚姻数・離婚数の推移

本市の婚姻数は、平成 29 年実績で 96 組となっており、100 組を下回る水準まで減少しています。

一方、離婚数は、平成 29 年実績で 49 組となっており、30 組台から 60 組台まで、年によって増減が見られます。

婚姻数・離婚数の推移



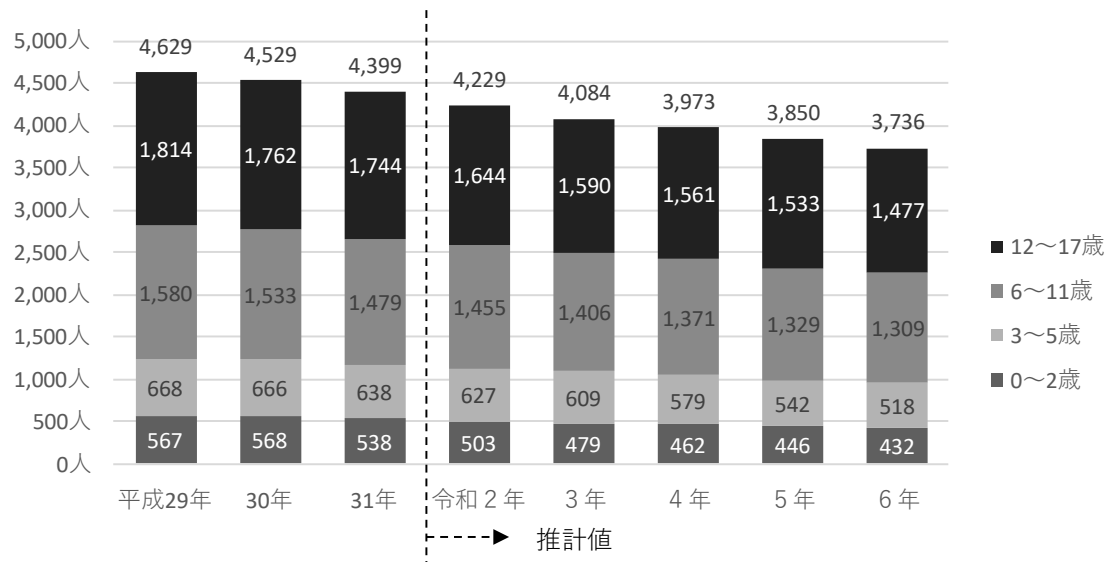
出典：茨城県人口動態統計

(4) 推計児童人口

本市の児童(0～17歳)人口は、平成31年現在で4,399人となっており、減少傾向が本計画期間(令和2～6年)も続くことが見込まれます。

就学前(0～5歳)人口は、令和5年には1,000人を下回ることが見込まれ、小学生(6～11歳)人口は、計画期間中に1,300人程度まで減少する見通しとなっています。

0～17歳人口の推移



出典：平成29～31年実績値は住民基本台帳

令和2年以降の推計値は、平成27～31年人口に基づきコーホート変化率法※により推計

※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。「コーホート」とは、同じ年(又は同じ時期)に生まれた人々の集団のことをさします。なお、0歳人口は、15～49歳女性の過去5年の出生率を使用し推計します。

就学前及び小学生人口の推移

就学前

	実績値	推計値				
	31年	令和2年	3年	4年	5年	6年
0歳	160	155	148	144	139	134
1歳	177	166	160	153	149	144
2歳	201	182	171	165	158	154
3歳	207	208	188	177	171	164
4歳	208	209	210	190	179	173
5歳	223	210	211	212	192	181
合計	1,176	1,130	1,088	1,041	988	950

小学生

	実績値	推計値				
	31年	令和2年	3年	4年	5年	6年
6歳	242	226	213	214	215	195
7歳	216	243	227	214	215	216
8歳	258	216	243	227	214	215
9歳	249	257	215	242	226	213
10歳	263	250	258	216	243	227
11歳	251	263	250	258	216	243
合計	1,479	1,455	1,406	1,371	1,329	1,309

出典：平成31年実績は住民基本台帳

2 教育・保育の状況

(1) 保育園

本市の保育園は、平成31年度現在で私立の4園、利用定員は310人となっており、入所待ち児童はいません。

しかし、一部の保育園では利用者数が利用定員を上回っている状況です。

保育園の利用者数等の推移（各年4月1日時点）

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育園		5	4	4	4	4
利用定員(人)		400	300	310	310	310
利用者数 (人)	0歳	17	14	13	16	15
	1・2歳	131	100	112	116	104
	3～5歳	247	193	211	193	202
	合計	395	307	336	325	321

出典：市担当課資料

保育園別の利用者数（平成31年4月1日時点）

	利用 定員 (人)	利用者数(人)						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
玉造第一保育園	90	3	10	17	22	20	19	91
玉造第二保育園	100	7	13	17	19	13	24	93
玉造第三保育園	90	2	12	12	20	13	21	80
子どもの家菫の苑	30	1	6	9	8	2	1	27
計	310	13	41	55	69	48	65	291
管外委託※		1	4	1	6	4	3	19
合計		15	47	57	80	54	68	321

出典：市担当課資料

※地域型保育事業所を含む

(2) 認定こども園

本市の認定こども園は、平成 31 年度現在で私立の 4 園、利用定員は 1 号認定（幼稚園部分）が 105 人、2 号及び 3 号認定（保育園部分）が 355 人、計 460 人となっており、入所等待機児童はいません。

しかし、一部の認定こども園では、利用者数が利用定員を上回っている状況です。

認定こども園の利用者数等の推移（各年 4 月 1 日時点）

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
認定こども園		3	4	4	4	4
利用定員 (人)	保育園部分	240	340	340	350	355
	幼稚園部分	75	105	105	105	105
利用者数 (人)	0 歳	12	7	11	8	11
	1・2 歳	91	116	110	113	114
	3～5 歳	保育園部分	101	183	190	211
		幼稚園部分	46	86	96	92
	合計	250	392	407	433	424

出典：市担当課資料

認定こども園別の利用者数（平成 31 年 4 月 1 日時点）

		利用 定員 (人)	利用者数(人)						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
麻生こども園	保育園部分	90	3	16	16	19	19	18	91
	幼稚園部分	15				1	7	6	14
龍翔寺こども園	保育園部分	100	0	15	21	22	25	16	99
	幼稚園部分	30				9	7	12	28
北浦こども園	保育園部分	80	4	7	20	11	16	17	75
	幼稚園部分	15				2	10	5	17
認定こども園のぞみ	保育園部分	85	4	7	12	14	16	14	67
	幼稚園部分	45				9	8	10	27
計	保育園部分	355	11	45	69	66	76	65	332
	幼稚園部分	105				21	32	33	86
管外委託	保育園部分		1	2	1	5	2	0	11
	幼稚園部分		0	0	0	1	4	1	6
合計			11	45	69	88	112	99	424

出典：市担当課資料

(3) 各種保育サービス

本市の保育園及び認定こども園では、次のとおり、一時保育や延長保育を全園で、休日保育及び病後児保育は各2園で、障がい児保育を全園で実施しています。

各種保育サービス(平成31年度現在)

種別	概要	実施園
一時保育	保護者の疾病やリフレッシュ目的等で一時的な保育を行う	全保育園及び認定こども園
延長保育	保護者の就労等で標準時間を超えて保育を行う	全保育園及び認定こども園
休日保育	日曜日、祝日等に保育に欠ける児童の保育を行う	玉造第一保育園、龍翔寺こども園
病後児保育	病児の回復期で、自宅で保育が困難な児童の保育を行う	玉造第一保育園、龍翔寺こども園
障がい児保育	障がい児の保育を行う	全保育園及び認定こども園

出典：市担当課資料

(4) 幼稚園

本市の幼稚園は、令和元年度現在で公立の3園、定員は350人となっており、利用者数は定員を大きく下回っている状況です。

また、各園で早朝の預かり保育とともに、降園後保育(エンゼル)を実施しています。

幼稚園の利用者数等の推移(各年5月1日時点)

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
幼稚園		3	3	3	3	3
定員数(人)		350	350	350	350	350
利用者数(人)	4歳	105	59	56	55	44
	5歳	120	107	63	65	56
	合計	225	166	119	120	100

出典：市担当課資料

預かり保育及び降園後保育(令和元年度現在)

種別	概要	実施園等
幼稚園預かり保育	在園児を対象に、通常の教育時間前に預かり保育を行う。(午前7時30分から午前8時30分まで)	麻生幼稚園、北浦幼稚園、玉造幼稚園
降園後保育(エンゼル)	保護者の就労等により、昼間自宅に保護者がいない幼稚園児を預かり、心身の健全な育成を図る。 登園日：降園後～18:00 夏・冬・春休み：7:30～18:00 土曜日：7:30～18:00	麻生幼稚園(麻生エンゼル)、北浦こども館(北浦エンゼルキッズ)、玉造幼稚園(玉造エンゼル)

出典：市担当課資料

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、家庭で保育している方（幼稚園や保育所に入所せずに家庭で児童を保育している方）の育児の不安、悩みの相談や、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を行い楽しく育児ができるように子育て支援を行っています。

本市では、市内の認定こども園等の7か所で地域子育て支援事業を実施しています。

地域子育て支援センター（令和元年度現在）

名 称	場 所
♡はーと・くらぶ♡	麻生こども園
ひまわり♡くらぶ	龍翔寺こども園
ちびっこ広場	北浦こども園
おひさまクラブ	認定こども園のぞみ
たんぼぼ	玉造第一保育園
つくしんぼ	玉造第二保育園
あい♡あい	玉造第三保育園

出典：市担当課資料

(6) 子育て広場等

子育て広場等は、未就園児とその家族のための遊び場です。

本市では、市内の幼稚園で園開放を行い、子育て世代包括支援センター「どれみ」が市内3か所で子育て広場等を実施しています。

子育て広場等（令和元年度現在）

名 称	場 所
園開放（麻生）	麻生幼稚園
園開放（北浦）	北浦幼稚園
園開放（玉造）	玉造幼稚園
子育て広場（麻生）	麻生公民館
子育て広場等（北浦）	行方市保健センター
子育て広場（玉造）	地域包括支援センター（旧玉造保健センター）

出典：市担当課資料

(7) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、昼間自宅に保護者がいない児童（小学6年生まで）を預かり、心身の健全な育成を図ることを目的とするものです。

本市では、市内の小学校等の5か所に放課後児童クラブを設置しており、共働き家庭の増加等に伴い、利用者数は概ね増加傾向です。

放課後児童クラブの利用者数等の推移（各年4月1日時点）

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
クラブ数		5	5	5	5	5
利用者数 (人)	1～3年生	212	196	198	207	226
	4～6年生	59	70	90	97	106
	合計	271	266	288	304	332

出典：市担当課資料

放課後児童クラブ（平成 31 年度現在）

施設	名称
麻生小学校	麻生キッズ（麻生土曜キッズ）
麻生東小学校	麻生東キッズ
北浦こども館	北浦エンゼルキッズ（北浦土曜キッズ）
玉造農村環境改善センター	玉造キッズ 1（玉造土曜キッズ）
玉造小学校	玉造キッズ 2

出典：市担当課資料

(8) 小学校・中学校

本市には、令和元年度現在、小学校4校、中学校3校があり、児童数は減少傾向が続いています。

また、特別支援学級（児童の特性や発達段階に応じた教育的支援を実施）は、令和元年度現在、小学校に 18 学級、中学校に 12 学級あります。

小学校の状況（各年5月1日時点）

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
小学校数		6	4	4	4	4
児童数 (人)	1年生	273	250	257	214	237
	2年生	246	269	249	261	214
	3年生	286	244	267	248	258
	4年生	269	285	248	266	246
	5年生	286	268	288	250	263
	6年生	270	282	269	287	250
	合計	1,630	1,598	1,578	1,526	1,468

出典：学校基本調査

中学校の状況（各年5月1日時点）

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
中学校数		3	3	3	3	3
生徒数 (人)	1 年生	293	260	274	254	267
	2 年生	323	293	258	274	254
	3 年生	295	322	293	257	274
	合計	911	875	825	785	795

出典：学校基本調査

特別支援学級の状況（各年5月1日時点）

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校	学級数	16	15	20	20	18
	児童数 (人)	71	78	102	101	91
中学校	学級数	10	11	11	11	12
	生徒数 (人)	53	55	55	63	64

出典：市担当課資料

(9) 放課後子ども教室

本市は、市内の小学校4か所において、放課後等における子どもたちの居場所づくりのための教室を開催しています。

放課後子ども教室（令和元年度現在）

- ・麻生小学校
- ・麻生東小学校
- ・北浦小学校
- ・玉造小学校

(10) 障がい児の通所事業

本市は、市内1か所、市外9か所の事業所において、放課後等における子どもたちの居場所づくりのためのデイサービス等を実施しています。

障がい児の通所事業

	事業概要	利用者数(人)※ (平成 30 年度)
児童発達支援	障がいのある就学前の児童を対象に、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行います。	7
放課後等デイサービス	主に小学生から高校生までを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	28

※市外の施設の利用者を含む

出典：市担当課資料

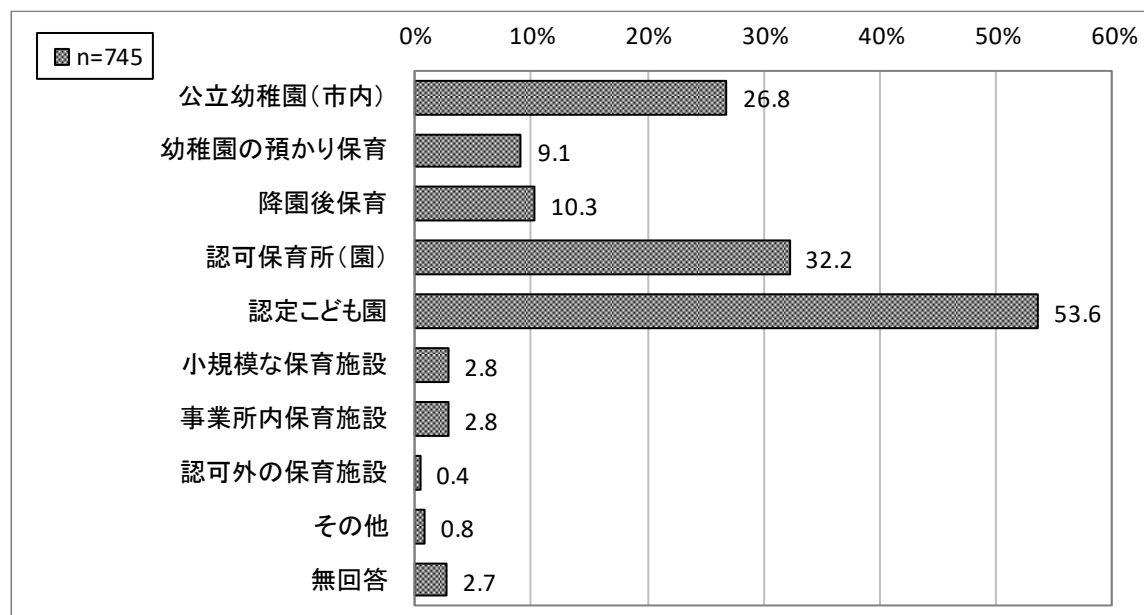
3 子育てニーズ等（アンケート調査結果）

（Ⅰ）子育て支援ニーズ調査の主な結果（就学前児童の保護者）

①平日に利用したい定期的な教育・保育事業

「認定こども園」（53.6%）が半数以上を占めて最も多くなっています。次いで「認可保育所（園）」（32.2%）、「公立幼稚園（市内）」（26.8%）が続いています。

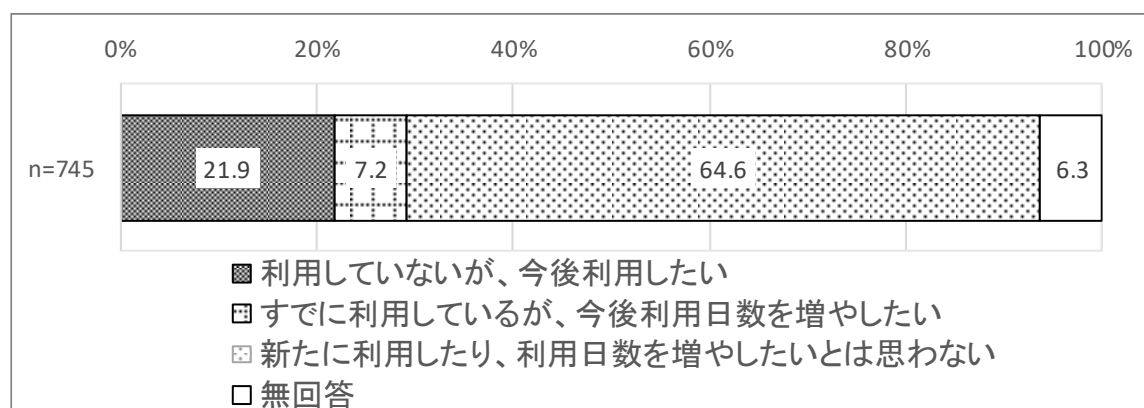
平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



②地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が64.6%と6割を超えて最も多くなっています。「利用していないが、今後利用したい」との回答は21.9%となっています。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

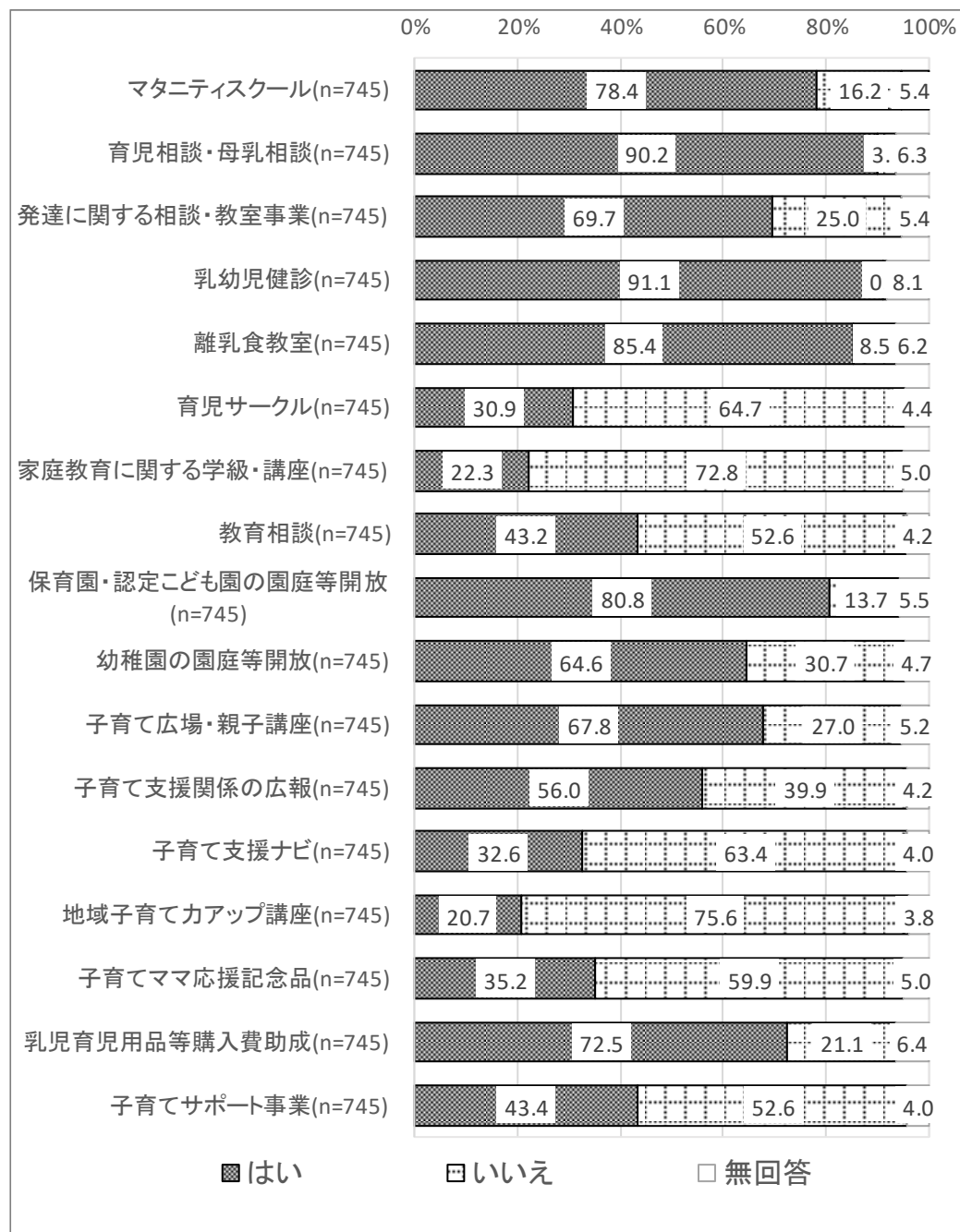


③市の事業の認知度

最も認知度が高かったのは、「乳幼児健診」で91.1%となっています。次いで「育児相談・母乳相談」(90.2%)、「離乳食教室」(85.4%)となっています。

認知度が低いのは、「地域子育て力アップ講座」(20.7%)、「家庭教育に関する学級・講座」(22.3%)、「育児サークル」(30.9%)、「子育て支援ナビ」(32.6%)等となっています。

市の事業の認知度

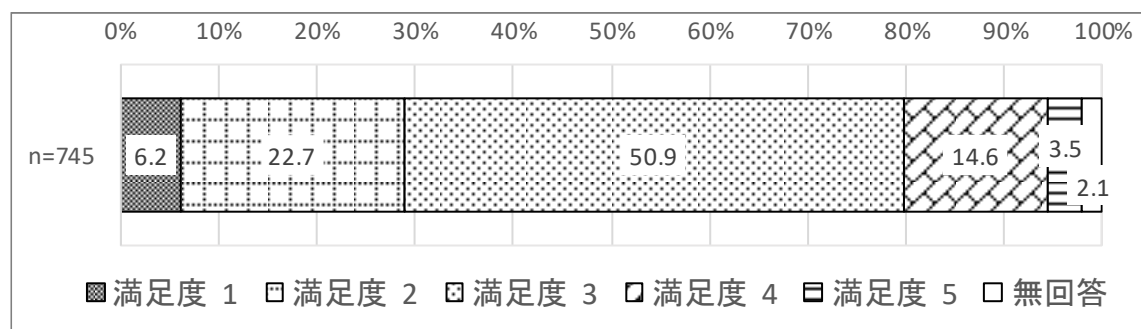


④地域の子育ての環境や支援への満足度

「満足度3」が 50.9%で最も多く、次いで「満足度2」が 22.7%となっています。最も満足度が低い「満足度1」は 6.2%、最も満足度が高い「満足度5」は 3.5%となっています。

満足度1から5までにそれぞれ1ポイントから5ポイントを付与すると、平均で 2.86 ポイントとなり、前回調査（平成 25 年度）の 2.62 ポイントから上昇しています。

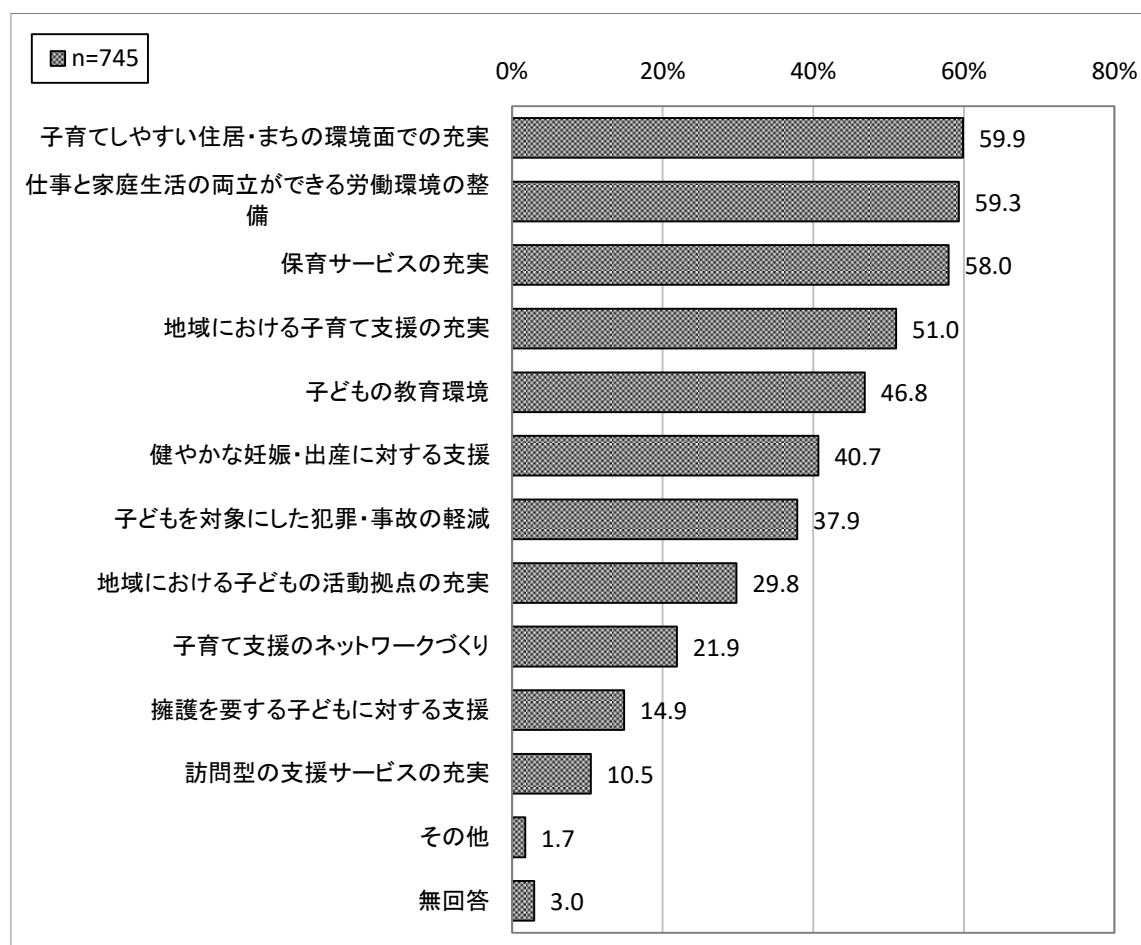
地域の子育ての環境や支援への満足度



⑤子育てで有効と感じる支援、対策

「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」とした方が 59.9%で最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」（59.3%）、「保育サービスの充実」（58.0%）、「地域における子育て支援の充実」（51.0%）が半数以上となっています。

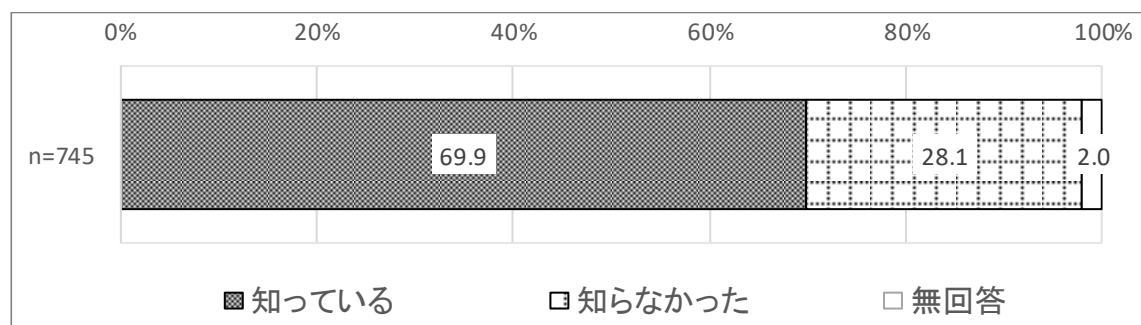
子育てをする上で、行方市のどのような支援、対策が有効と感じるか



⑥虐待を受けていると思われる児童を発見した場合、通告の義務があること

「知っている」とした方は 69.9%と約7割になっています。

虐待を受けていると思われる児童を発見した場合、通告の義務があること



(2) 子育て支援ニーズ調査の主な結果 (小学生児童の保護者)

①放課後の過ごし方の希望

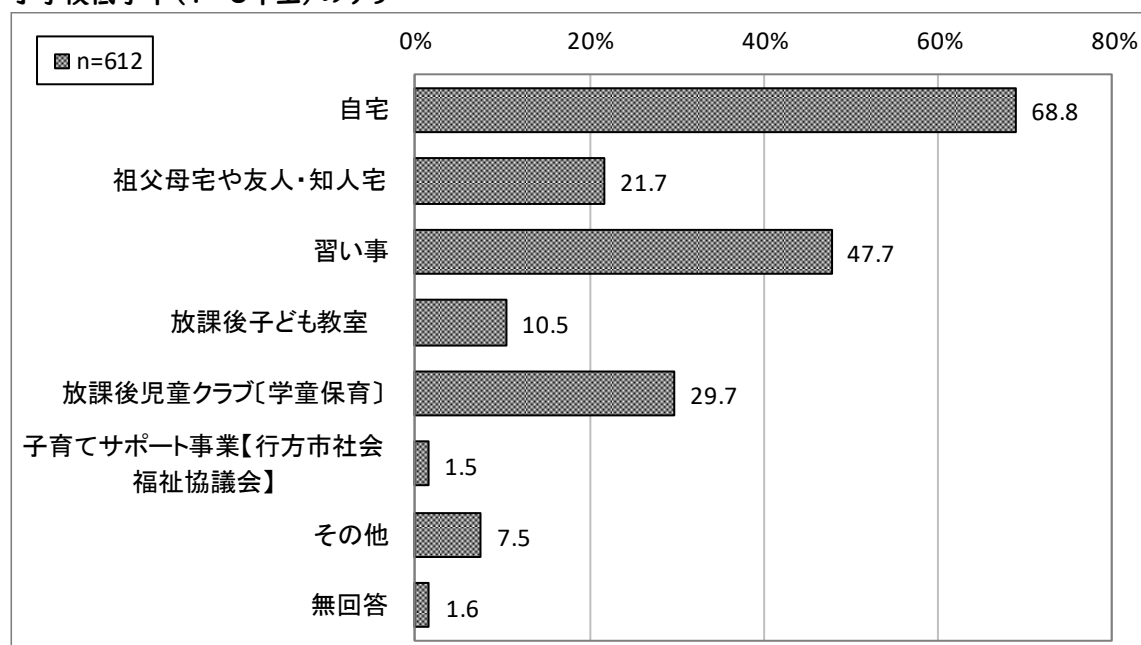
低学年では、「自宅」が 68.8%と約7割になっています。次いで「習い事」が 47.7%となっています。

高学年では、「自宅」が 71.6%と約7割以上を占めています。次いで「習い事」が 53.6%となっています。

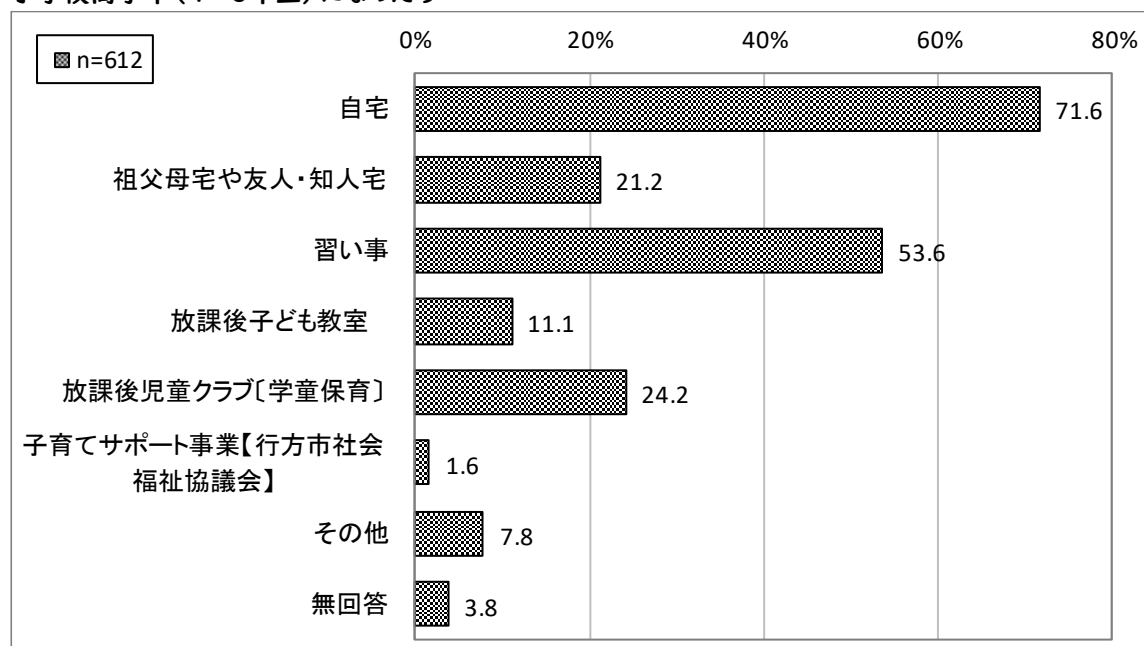
「放課後児童クラブ(学童保育)」の希望率は、低学年のうちは 29.7%、高学年になったら 24.2%です。

放課後の過ごし方の希望

小学校低学年(1~3年生)のうち



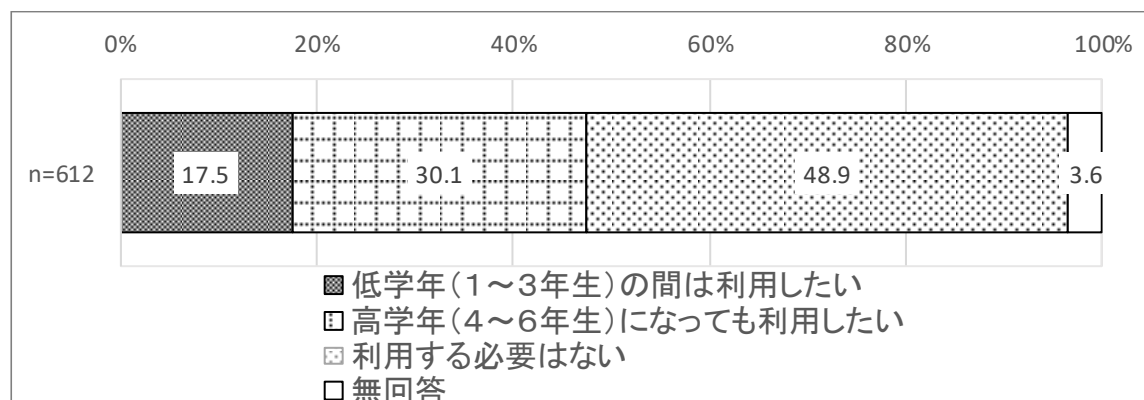
小学校高学年(4～6年生)になったら



②長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

「利用する必要はない」が48.9%で最も多く、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」(30.1%)、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(17.5%)となっています。

長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

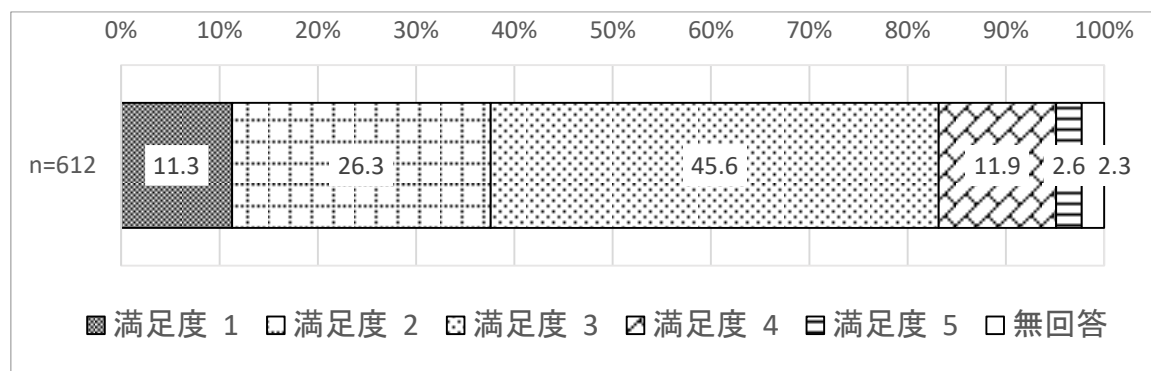


③地域の子育ての環境や支援への満足度

「満足度3」が45.6%で最も多く、次いで「満足度2」が26.3%となっています。最も満足度が低い「満足度1」は11.3%、最も満足度が高い「満足度5」は2.6%となっています。

満足度1から5までにそれぞれ1ポイントから5ポイントを付与すると、平均で2.68ポイントとなり、前回調査(平成25年度)の2.60ポイントから上昇しています。

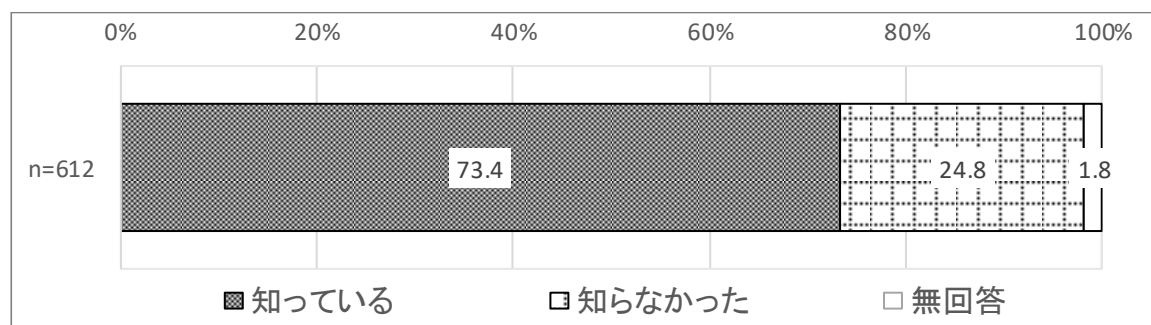
地域の子育ての環境や支援への満足度



④虐待を受けていると思われる児童を発見した場合、通告の義務があること

「知っている」とした方は73.4%と7割以上になっています。

虐待を受けていると思われる児童を発見した場合、通告の義務があること



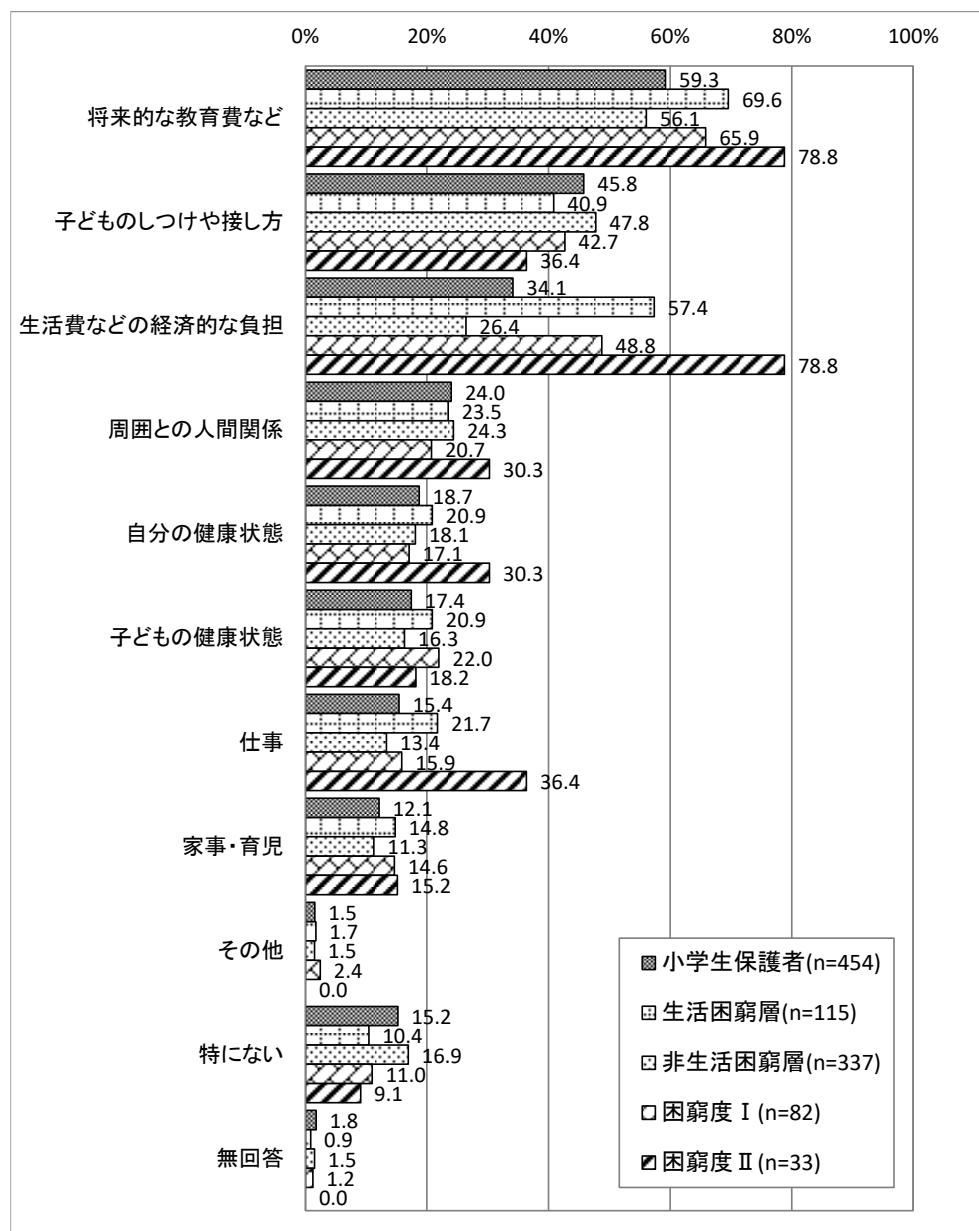
(3) 子育て家庭の生活実態調査

① 子育ての悩み事

小学生保護者全体では「将来的な教育費など」が 59.3%で最も多くなっています。次いで「子どものしつけや接し方」(45.8%)、「生活費などの経済的な負担」(34.1%)と続いています。

生活困窮層では「生活費などの経済的な負担」が 57.4%と6割近くで2番目に多くなっています。

子育ての悩み事【小学生保護者】



※生活困窮層

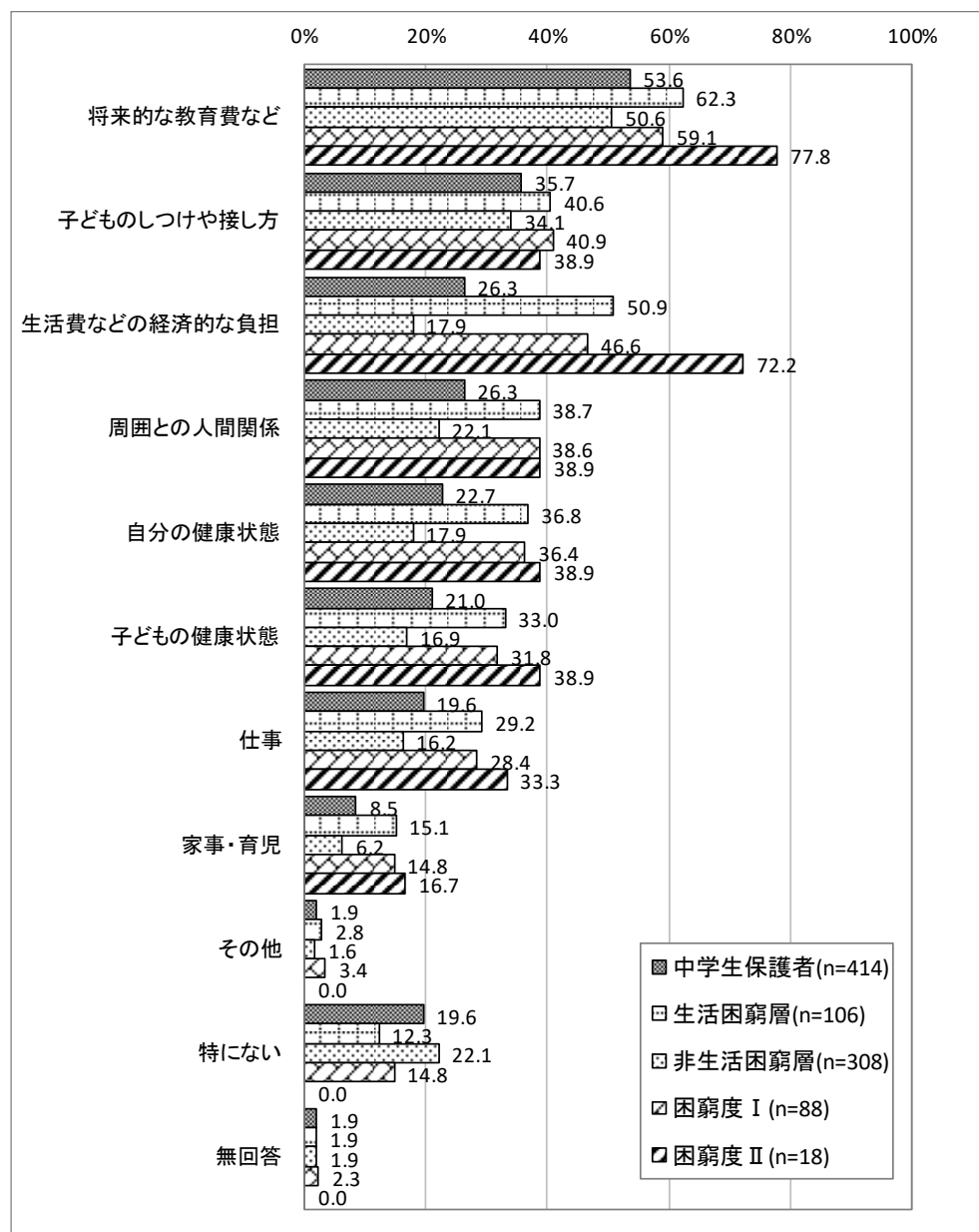
「低所得」(等価世帯所得(世帯所得を世帯人数の平方根で割り算した値)が基準値未満)、「家計の困窮状況」(水道光熱費や生活費、税金等の支払いに困った経験の有無)、「子育ての困窮状況」(子育てに必要とされる物品、子どもならではの体験等の欠如等)、これら3つの状況うち、一つでも該当がある家庭を生活困窮層として設定。

該当するものが一つの場合は「困窮度Ⅰ」、該当するものが二つ以上の場合は「困窮度Ⅱ」として設定。

中学生保護者全体では「将来的な教育費など」が 53.6%で最も多くなっています。次いで「子どものしつけや接し方」(35.7%)、「生活費などの経済的な負担」(26.3%)と続いています。

生活困窮層では「生活費などの経済的な負担」が 50.9%と半数を超え2番目に多くなっています。

子育ての悩み事【中学生保護者】



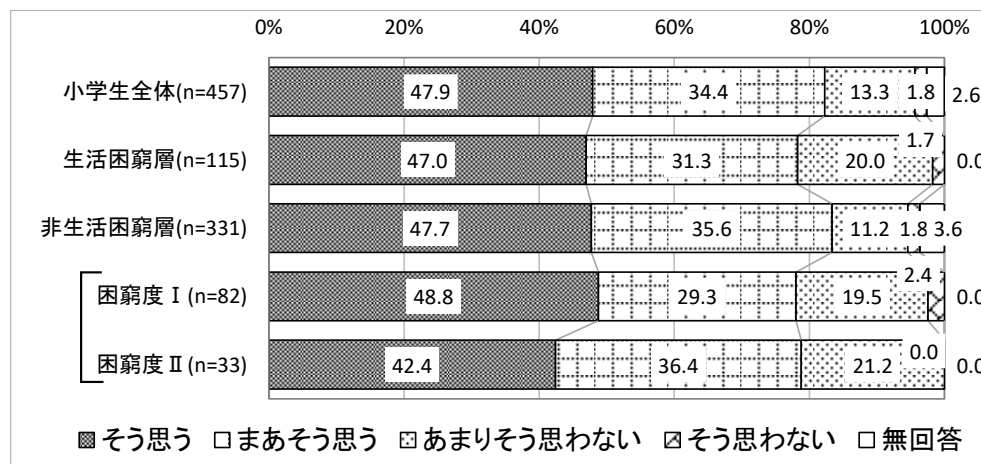
②日常生活で感じていること

自分の将来が楽しみだと思うかについては、小学生全体では「そう思う」が 47.9%で最も多くなっています。次いで「まあそう思う」が 34.4%となっています。

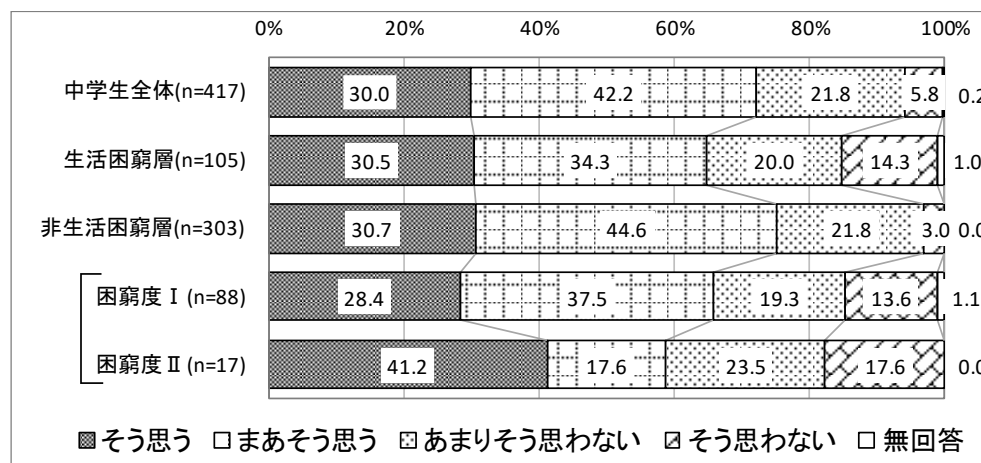
中学生全体では「まあそう思う」が 42.2%で最も多くなっています。次いで「そう思う」が 30.0%となっています。

生活困窮層では「そう思わない」が 14.3%となっており、非生活困窮層(3.0%)に比べ 11.3%高くなっています。

自分の将来が楽しみだ【小学生本人】



自分の将来が楽しみだ【中学生本人】

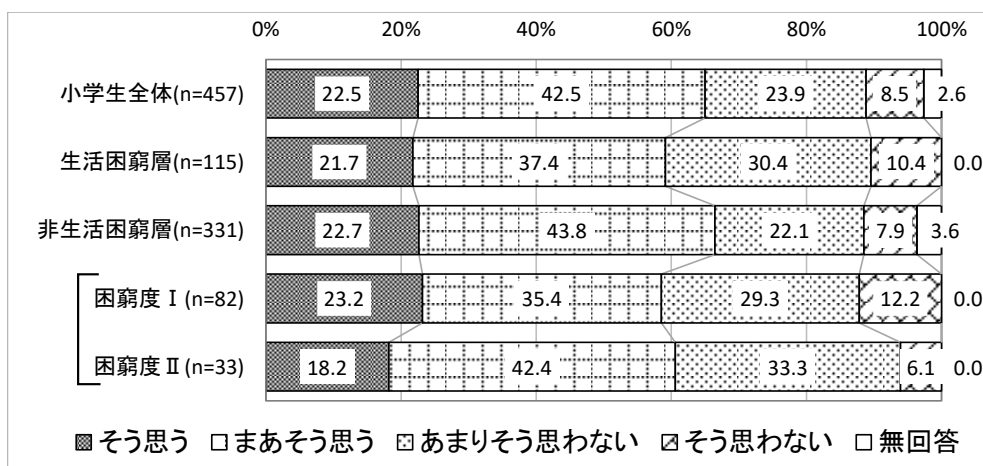


自分は価値のある人間だと思うかについては、小学生全体では「まあそう思う」が 42.5%で最も多くなっています。次いで「あまりそう思わない」が 23.9%となっています。

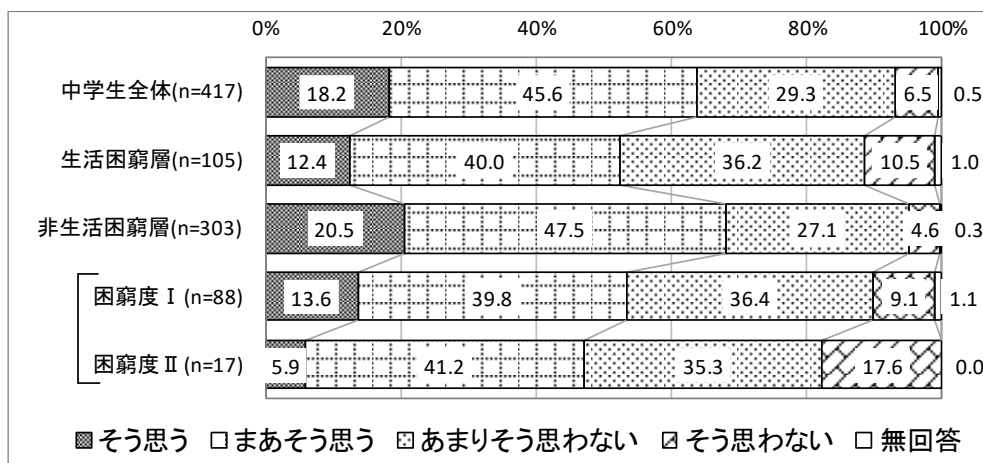
中学生全体では「まあそう思う」が 45.6%で最も多くなっています。次いで「あまりそう思わない」が 29.3%となっています。

生活困窮層では「そう思う」が 12.4%、「まあそう思う」が 40.0%で、両者を合わせた“思う”は 52.4%となっており、非生活困窮層の“思う”（68.0%）に比べ 15.6%低くなっています。

自分は価値のある人間だと思う【小学生本人】



自分は価値のある人間だと思う【中学生本人】



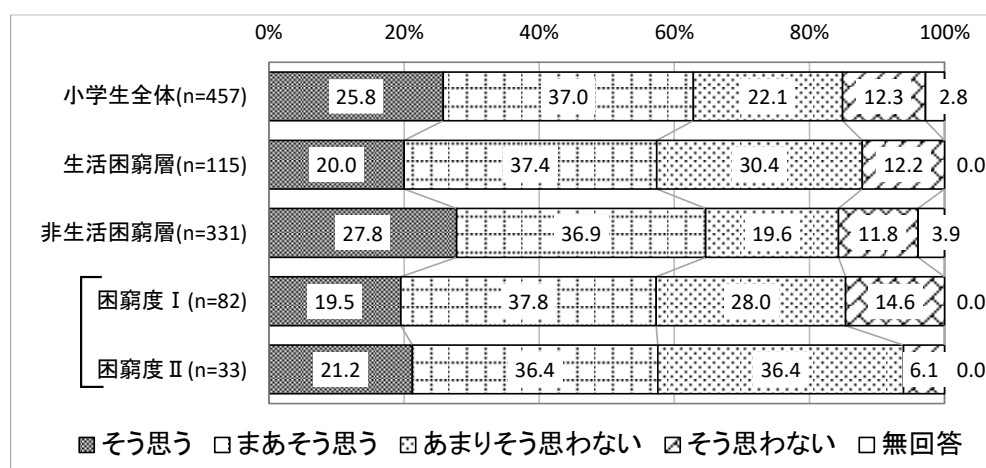
自分のことが好きだと思うかについては、小学生全体では「まあそう思う」が 37.0%で最も多くなっています。次いで「そう思う」が 25.8%となっています。

生活困窮層では「あまりそう思わない」が 30.4%となっており、非生活困窮層(19.6%)に比べ 10.8%高くなっています。

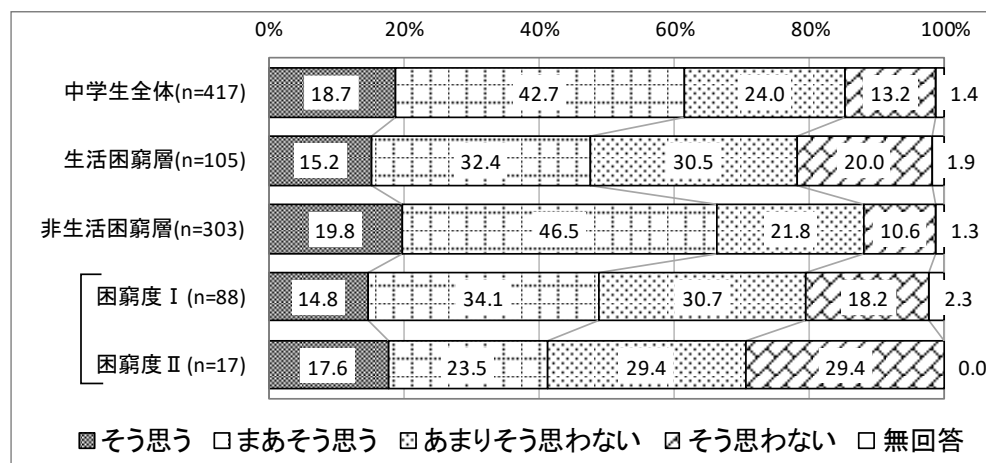
中学生全体では「まあそう思う」が 42.7%で最も多くなっています。次いで「あまりそう思わない」が 24.0%となっています。

生活困窮層では「まあそう思う」が 32.4%となっており、非生活困窮層(46.5%)に比べ 14.1%低く、「そう思わない」(20.0%)は非生活困窮層(10.6%)に比べ 9.4%高くなっています。

自分のことが好きだ【小学生本人】



自分のことが好きだ【中学生本人】



4 現状と今後の課題まとめ

各種データやアンケート調査結果等から、本市の子ども・子育てを取り巻く現状と今後の課題をまとめると、次のとおりです。

現状まとめ

- 婚姻数や出生数の減少等に伴い、児童人口は減少傾向で、今後もこの傾向が続く見通しであり、就学前（0～5 歳）人口は、本計画期間中に 1,000 人を下回ることが予想されます。
- 25～44 歳女性の就業率は、平成 27 年時点で 79.4%となっており、この時点で国の「子育て安心プラン」が想定している平成 34 年度（令和4年度）末の就業率 80%に既に近い水準です。
- 第 1 期計画策定時（平成 26 年度時点）では、市内の教育・保育施設は、保育園 8 園、認定こども園 1 園、幼稚園 3 園でしたが、令和元年現在では、保育園4園、認定こども園4園、幼稚園3園となっており、認定こども園への移行が進んでいます。
- 保育園と認定こども園を合わせた利用者数は、平成 27 年4月1日時点の 645 人から平成 31 年4月1日には 745 人に増加している一方、幼稚園の利用者数は平成 27 年5月1日時点の 225 人から令和元年5月1日には 100 人と半減しています。
- 放課後児童クラブ（学童保育）の利用者数は、平成 27 年4月1日時点の 271 人から平成 31 年4月1日には 332 人に増加しており、特に4～6年生における増加が顕著です。
- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者の半数以上が認定こども園の利用を希望しています。
- 「地域子育て力アップ講座」や「子育て支援ナビ」等の市の事業については、就学前児童の保護者の2割から3割程度の認知度となっています。
- 市の子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童、小学生児童ともに、前回調査（平成 25 年度）からの上昇が見られます。
- 子育ての悩みは、小学生、中学生の保護者ともに、「将来的な教育費など」、「子どものしつけや接し方」、「生活費などの経済的な負担」が上位3つです。
- 自分の将来や自分の価値、そして自分自身についての肯定感は、生活困窮層の子どもでは比較的低い状況です。



課題まとめ

- 少子化と女性の就業率の動向を見据えた保育需要（保育園、認定こども園、放課後児童クラブの需要）への対応
- 認定こども園への移行が進み、保護者の半数が希望している状況と、公立幼稚園の利用者数の減少傾向を踏まえた、今後の教育・保育の体制のあり方の検討
- 市の事業のさらなる認知度の向上
- 児童虐待の通告義務を知っている市民の増加をはじめ、配慮や支援を必要とする児童や家庭の適切な把握と早期対応
- 経済的支援をはじめ、生活困窮や貧困への対策の推進

第3章 計画の基本理念等

Ⅰ 基本理念

子どもは、未来に向かって無限の可能性を秘めています。この子どもたちが、それぞれの個性と能力を伸ばし、いきいきと健やかに成長していける社会環境を築いていくことは、行方市の未来にとっても大切なことです。

本市は、美しい水辺と肥沃な大地を舞台に豊かな自然環境や農水産物に恵まれ、県内でもトップクラスの宅地面積・住宅面積を有するなど、のびのびと子育てするにはとても魅力ある地域です。

この行方市で安心して子どもを産み、心にゆとりを持って育児ができるよう、切れ目のない子ども・子育て支援策を充実させるとともに、家庭、地域住民、各種団体、学校、行政、企業等、地域社会全体の「協働・共創」を基本に、子どもの健やかな成長を見守り、支え、喜び合えるまちとして、取組を推進します。

地域資源の魅力を最大限に活用しながら、“子育てするならやっぱりなめがた”と言われる子ども・子育て支援の充実した取組を推進していきます。

第2期も引き続き、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承します。

【基本理念】

**未来をひらく子どもが健やかに生まれ
育つためのまちづくり**



2 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

次の施策体系に沿って、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）と確保方策（供給量と供給時期）を設定するほか、子ども・子育てに関する施策の総合的な展開を図ります。

◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

1 教育・保育提供区域の設定

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

- (1) 1号認定
- (2) 2号認定
- (3) 3号認定（0歳）
- (4) 3号認定（1・2歳）

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 子育て援助活動支援事業（子育てサポート事業）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 教育・保育の一体的提供及び質の確保・向上

5 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施（※第2期計画からの新規施策）

7 外国につながる幼児への支援・配慮（※第2期計画からの新規施策）

◆新・放課後子ども総合プランの推進

◆子ども・子育てに関する施策の総合的な展開

1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (3) 障がい児施策の充実等
 - (4) 子どもの貧困対策の推進（※第2期計画からの新規施策）
-

2 子育て支援及び仕事との両立支援

- (1) 地域子育て支援の充実（※第2期計画からの新規施策）
 - (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及
 - (3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
-

3 子どもと親の健康づくり

- (1) 子どもと親の健康の確保・増進
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、区域ごとに、平日日中の教育・保育（保育所（園）、幼稚園、認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定するものです。

本市では、平成27年3月に策定した第1期計画において、人口、利便性、教育・保育施設の配置等から勘案しつつ、一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい等の理由から、市域全域を1区域として設定し、計画を推進することとしています。

本市は、本計画（第2期計画）においても、この区域設定を継続します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

平日日中の教育・保育（保育所（園）、幼稚園、認定こども園等）

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	●幼稚園 ●認定こども園	幼稚園及び認定こども園（幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設）で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
2号	子どもが満3歳以上（新2号認定該当※1）	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭		幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	●保育所（園） ●認定こども園 ●認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠※2等）	保育所（園）及び認定こども園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	●保育所（園） ●認定こども園 ●地域型保育事業 ●一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※3 ●認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠等）	保育所（園）及び認定こども園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応

※1 新2号認定該当は、幼稚園・認定こども園の在籍園児のうち保育の必要性のある場合のことです。

※2 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のこと、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※3 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

(1) 1号認定

・・・1号認定は、子どもが満3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭、共働きだが、認定こども園及び幼稚園を希望

《量の見込みの推計の考え方》

1号認定の申込者数は、第1期計画期間中の平成27年度～31年度は、年度で増減があるものの、概ね減少傾向で推移しています。

なお、1号認定の対象年齢の3～5歳人口は、第2期計画期間の令和6年度に平成31年度比で18.8%減の見通しており、ニーズ調査結果に基づく推計では、量の見込みも減少傾向の見通しています。

確保量は、各年度において量の見込みを上回っており、既存の特定教育・保育施設の定員の中で受け入れ可能です。

3～5歳については、幼児教育・保育の無償化の対象となっており、令和元年10月以降の無償化導入後の動向を注視する必要があります。

また、公立幼稚園の配置については、平成30年度の行方市公立幼稚園検討委員会の答申を基に、令和元年度より行方市公立幼稚園適正配置検討委員会を設置し、検討しており、今後の検討結果を踏まえた適切な配置に努めます。

【参考】《第1期計画期間の申込者数（各年度4月1日時点）》

区分	第1期計画				
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①申込者数（人）※	269人	250人	204人	223人	192人

※2号認定に該当するような共働き家庭等で幼稚園を希望する方を含む

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策（案）（各年度4月1日時点）》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①ニーズ調査結果に基づく量の 見込み (必要定員総数／人)	131人	127人	121人	113人	108人
②確保量 (定員総数／人)	385人	385人	385人	385人	385人
特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	385人	385人	385人	385人	385人
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	254人	258人	264人	272人	277人

(2) 2号認定

・・・子どもが満3歳以上の共働き家庭等で、保育園等を希望

《量の見込みの推計の考え方》

2号認定の申込者数は、第1期計画期間中の平成27年度～31年度は、年度で増減があるものの、概ね増加傾向で推移しています。

このような動向を踏まえつつ、ニーズ調査結果に基づく推計では、2号認定の対象年齢の3～5歳人口が減少する見通しであることから、第2期計画期間中は減少の見通しとなっています。

確保量は、令和4年度以降は量の見込みを上回っており、既存の特定教育・保育施設での受け入れのほか、幼稚園+預かり保育や企業主導型保育施設の地域枠、認可外保育施設において受け入れを図ります。

なお、1号認定と同様に、幼児教育・保育の無償化の対象となっており、令和元年10月以降の無償化導入後の動向を注視する必要があります。

【参考】《第1期計画期間の申込者数（各年度4月1日時点）》

区分	第1期計画				
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①申込者数(人)	348人	358人	404人	415人	403人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)（各年度4月1日時点）》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①ニーズ調査結果に基づく量 の見込み※ (必要定員総数/人)	496人	481人	458人	428人	409人
②確保量 (定員総数/人)	461人	461人	461人	461人	461人
特定教育・保育施設 (認定こども園・保育園)	403人	403人	403人	403人	403人
幼稚園+預かり保育	50人	50人	50人	50人	50人
企業主導型保育施設の 地域枠	6人	6人	6人	6人	6人
認可外保育施設	2人	2人	2人	2人	2人
過不足(②-①)	▲35人	▲20人	3人	33人	52人

※2号認定に該当するような共働き家庭等で幼稚園を希望する方を含む

(3) 3号認定(0歳)

…子どもが0歳の共働き家庭等で、保育園等を希望

《量の見込みの推計の考え方》

3号認定(0歳)の申込者数は、第1期計画期間中の平成27年度～31年度は、年度で増減があるものの、概ね横ばいで推移しています。

なお、0歳人口は、第2期計画期間の令和6年度に平成31年度比で16.3%減の見通しである一方、ニーズ調査結果に基づく推計では、有配偶女性の就業率の上昇を背景に、量の見込みは概ね横ばいで推移する見通しで、令和6年度の0歳における保育利用率は20.1%を見込みます。

確保量は、各年度において量の見込みを上回っており、既存の特定教育・保育施設の定員や企業主導型保育施設の地域枠の中で受け入れ可能です。

【参考】《第1期計画期間の申込者数(各年度4月1日時点)》

区分	第1期計画				
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①申込者数(人)	27人	13人	25人	25人	26人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)(各年度4月1日時点)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①ニーズ調査結果に基づく量 の見込み (必要定員総数/人)	31人	30人	29人	28人	27人
②確保量 (定員総数/人)	49人	49人	49人	49人	49人
特定教育・保育施設 (認定こども園・保育園)	46人	46人	46人	46人	46人
地域型保育	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の 地域枠	3人	3人	3人	3人	3人
認可外保育施設	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	18人	19人	20人	21人	22人

(4) 3号認定(1・2歳)

・・・子どもが1・2歳の共働き家庭等で、保育園等を希望

《量の見込みの推計の考え方》

3号認定(1・2歳)の申込者数は、第1期計画期間中の平成27年度～31年度は、年度で増減があるものの、概ね増加傾向で推移しています。

なお、1・2歳人口は、第2期計画期間の令和6年度に平成31年度比で21.2%減の見通しである一方、ニーズ調査結果に基づく推計では、有配偶女性の就業率の上昇を背景に、量の見込みは令和4年度までは平成31年度実績を上回る需要が見込まれ、令和6年度の1・2歳における保育利用率は73.1%を見込みます。

確保量は、令和5年度以降は量の見込みを上回っており、既存の特定教育・保育施設での受け入れのほか、企業主導型保育施設の地域枠や認可外保育施設において受け入れを図ります。

【参考】《第1期計画期間の申込者数(各年度4月1日時点)》

区分	第1期計画				
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①申込者数(人)	219人	207人	219人	237人	231人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)(各年度4月1日時点)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①ニーズ調査結果に基づく量の 見込み (必要定員総数/人)	254人	242人	232人	224人	218人
②確保量 (定員総数/人)	225人	225人	225人	225人	225人
特定教育・保育施設 (認定こども園・保育園)	219人	219人	219人	219人	219人
地域型保育	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の 地域枠	4人	4人	4人	4人	4人
認可外保育施設	2人	2人	2人	2人	2人
過不足(②-①)	▲29人	▲17人	▲7人	1人	7人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、確保方策及び実施時期を設定します。

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	対象年齢等
(1)	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育所（園）等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」の3つ	0～5 歳 1～6 年生
(2)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センター等	0～3 歳
(3)	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0 歳
(5)	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
(6)	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））	0～18 歳
(7)	子育て援助活動支援事業（子育てサポート事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行う提供会員との連絡、調整を行う事業	0～5 歳 1～6 年生

事業		事業概要	対象年齢等
(8)	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型 3～5 歳 (幼稚園在園児)
			幼稚園型以外 0～5 歳
(9)	延長保育事業	保育認定(2号、3号)を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)等において保育を実施する事業	0～5 歳
(10)	病児・病後児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	0～5 歳 1～3 年生
(11)	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、こども館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～3 年生 4～6 年生
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業	低所得で生計が困難である支給認定保護者の子ども
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所(園)等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所(園)等の設置又は運営を促進するための事業	新規参入施設等の事業者



(1) 利用者支援事業

・・・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。

○特定型・・・子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。

○母子保健型・・・保健センター等において保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行います。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業は、事業実績や市の方針に基づき量の見込みを推計する事業であり、本市では母子保健型で実施しています。

令和元年度までは、基本型の条件が満たしていませんでしたが、子育てコンシェルジュの研修受講に伴い、令和2年度以降は、母子保健型、基本型を一体的に実施する体制となります。

【参考】《第1期計画期間の実施か所数》

区分	第1期計画				
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①実施か所数 (実施か所数／か所)	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績や市の方針に基づく量の見込み (実施か所数／か所)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策 (実施か所数／か所)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

・・・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本市では令和元年度現在、子育て支援センター等の7か所で本事業を実施しています。

ニーズ調査結果に基づく推計による量の見込みは、第1期計画期間の利用者数を大きく上回るものとなっていますが、確保量としては量の見込みの全量を既存の7か所で受け入れ可能となっています。

【参考】《第1期計画期間の利用者数》

区分	第1期計画			
	平成27年度	28年度	29年度	30年度
①利用者数（年間延利用／人）	2,484人	2,655人	3,053人	2,810人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策（案）》

区分		第2期計画				
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①ニーズ調査結果に基づく量の見込み（年間延利用／人）		4,000人	3,809人	3,674人	3,547人	3,436人
② 確保量	実施か所数／か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	年間延利用／人	4,000人	3,809人	3,674人	3,547人	3,436人
過不足（②－①）		0人	0人	0人	0人	0人



(3) 妊婦健康診査事業

・・・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業は、事業実績に基づき量の見込みを推計する事業であり、過去4年（平成27年度～30年度）の0歳人口における利用率（受診率）の平均値を使用して、量の見込みを推計しました。

確保量の提供体制は、第Ⅰ期計画の体制を継承します。

【参考】《第Ⅰ期計画期間の利用者数》

区分	第Ⅰ期計画			
	平成27年度	28年度	29年度	30年度
①利用者数（年間実利用／人）	185人	207人	177人	169人

※第Ⅰ期計画の提供体制は

実施場所：各医療機関

実施体制：医師、助産師等

検査項目及び実施時期：国基準による8項目、14回

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策（案）》

区分		第2期計画				
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み	年間実利用／人	156人	149人	145人	140人	135人
	健診回数／回※	2,184回	2,086回	2,030回	1,960回	1,890回
②確保量	健診回数／回	2,184回	2,086回	2,030回	1,960回	1,890回
	提供体制	実施場所：各医療機関 実施体制：医師、助産師等 検査項目及び実施時期：国基準による8項目、14回				

※健診回数は実利用に14回を乗じて算出

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

・・・生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育状況・家庭環境等の把握と、相談できる場の周知を行い子育ての孤立化を防ぐ事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業は、0歳人口＝事業対象者であり、推計0歳人口を量の見込みとして設定しました。
確保量の提供体制は、第Ⅰ期計画の体制を継承します。

【参考】《第Ⅰ期計画期間の年間訪問乳児数》

区分	第Ⅰ期計画			
	平成27年度	28年度	29年度	30年度
①利用者数 (年間訪問乳児数／人)	185人	207人	177人	169人

※第Ⅰ期計画の②確保量の提供体制は

実施体制：助産師又は保健師

実施機関：市

《第Ⅱ期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分		第Ⅱ期計画				
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (年間訪問乳児数／人)		155人	148人	144人	139人	134人
② 確保量	年間訪問乳児数	155人	148人	144人	139人	134人
	提供体制	実施体制：助産師又は保健師 実施機関：市				



(5) 養育支援訪問事業

・・・要保護児童対策協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業は、事業実績に基づき量の見込みを推計する事業であり、平成 29 年度の実績を踏まえて、量の見込みを推計しました。

確保量は、量の見込みの全量とし、養育に関する指導、助言等、必要な対応を図ります。

【参考】《第Ⅰ期計画期間の年間訪問数》

区分	第Ⅰ期計画			
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
①年間訪問件数(件)	0 件	0 件	1 件	0 件

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み (年間訪問件数／件)	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
②確保量 (年間訪問件数／件)	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

・・・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ）・・・緊急一時的に児童を養育・保護する事業

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業は、過去4年（平成27年度～30年度）における利用実績がありません。

量の見込みについては、担当課における類似の相談実績等を踏まえて推計しました。

確保量は、量の見込みの全量とし、一時預かり等、必要な対応を図ります。

【参考】《第1期計画期間の年間訪問数》

区分	第1期計画			
	平成27年度	28年度	29年度	30年度
①利用者数 (年間延利用／人)	0人	0人	0人	0人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み (年間延利用／人)	5人	5人	5人	5人	5人
②確保量 (年間延利用／人)	5人	5人	5人	5人	5人



(7) 子育て援助活動支援事業(子育てサポート事業)

・・・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行う提供会員との連絡、調整を行う事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業の利用者数は、第Ⅰ期計画期間中の平成 27 年度～30 年度は、年度で増減が見られます。量の見込みについては、事業の利用率(延利用者数／6～11 歳人口)の過去4年(平成 27 年度～30 年度)の平均値を使用して推計しました。

確保量は、量の見込みの全量とし、既存の実施体制で対応可能です。

【参考】《第Ⅰ期計画期間の利用者数》

区分	第Ⅰ期計画			
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
①利用者数 (年間延利用／人)	213 人	128 人	157 人	76 人

《第Ⅱ期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第Ⅱ期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み (年間延利用／人)	130 人	126 人	123 人	119 人	117 人
②確保量 (年間延利用／人)	130 人	126 人	123 人	119 人	117 人

(8) 一時預かり事業

・・・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本事業は、量の見込みについて、「幼稚園等の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）」と「保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）」に分けて推計を行います。

「幼稚園等の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）」の利用者数は、第1期計画期間中の平成27年度～30年度は、年度で増減が見られます。

量の見込みについては、事業実績に基づき推計を行い、確保量は量の見込みの全量とし、既存の幼稚園等で受け入れを図ります。

なお、一時預かり事業については、幼児教育・保育の無償化の対象となっており、令和元年10月以降の無償化導入後の動向を注視する必要があります。

【幼稚園等の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）】

【参考】《第1期計画期間の利用者数》

区分	第2期計画			
	平成27年度	28年度	29年度	30年度
①利用者数 (年間延利用／人)	8,096人	5,607人	6,531人	8,555人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み (年間延利用／人)	8,591人	8,109人	7,487人	6,799人	6,299人
1号認定による不定期の利用	8,591人	8,109人	7,487人	6,799人	6,299人
2号認定による定期的な利用					
②確保量 (年間延利用／人)	8,591人	8,109人	7,487人	6,799人	6,299人



「保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）」の利用者数は、第Ⅰ期計画期間中の平成 27 年度～30 年度は、概ね減少傾向となっています。

量の見込みについては、事業の利用率（延利用者数／0～5歳人口）の過去4年（平成 27 年度～30 年度）の平均値を使用して推計しました。

確保量は量の見込みの全量とし、既存の保育園等で受け入れを図ります。

【保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）】

【参考】《第Ⅰ期計画期間の利用者数》

区分	第Ⅰ期計画			
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
①利用者数 (年間延利用／人)	720 人	587 人	500 人	484 人
一時預かり事業 (保育園等)	720 人	587 人	500 人	484 人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み (年間延利用／人)	506 人	488 人	467 人	443 人	426 人
②確保量 (年間延利用／人)	506 人	488 人	467 人	443 人	426 人
一時預かり事業 (保育園等)	506 人	488 人	467 人	443 人	426 人

(9) 延長保育事業

・・・保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育園等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業の利用者数は、第Ⅰ期計画期間中の平成 27 年度～30 年度は、概ね横ばいで推移しています。

量の見込みは、事業の利用率（延利用者数／0～5歳人口）の過去4年（平成 27 年度～30 年度）の平均値を使用して推計しました。

確保量は量の見込みの全量とし、既存の保育園等で受け入れを図ります。

【参考】《第Ⅰ期計画期間の利用者数》

区分	第Ⅰ期計画			
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
①利用者数 (年間実利用／人)	120 人	114 人	111 人	113 人

《第Ⅱ期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第Ⅱ期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み (年間実利用／人)	104 人	100 人	96 人	92 人	89 人
②確保量 (年間実利用／人)	104 人	100 人	96 人	92 人	89 人



(10) 病児・病後児保育事業

・・・子どもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業は令和元年度現在、病後児対応型として、病気の回復期で、保護者の都合により保育が困難な児童で小学校3年生までの児童の預かりを実施しており、利用者数は、第1期計画期間中の平成27年度～30年度は、概ね増加傾向で推移しています。

量の見込みは、事業の利用率（延利用者数／0～5歳人口）の過去4年（平成27年度～30年度）の伸びに基づき推計しました。

確保量は量の見込みの全量とし、既存の実施体制（保育園 | 園・認定こども園 | 園）で受け入れを図ります。

【参考】《第1期計画期間の利用者数》

区分	第1期計画			
	平成27年度	28年度	29年度	30年度
①利用者数 (年間延利用／人)	10人	10人	12人	23人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み (年間延利用／人)	26人	29人	32人	33人	35人
②確保量 (年間延利用／人)	26人	29人	32人	33人	35人
病後児対応型	26人	29人	32人	33人	35人

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

・・・保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、こども館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

本事業は、令和元年度現在4小学校区の5か所で実施しており、申込者数は、第1期計画期間中の平成27年度～30年度は、年度で増減はあるものの概ね増加傾向で推移しています。

量の見込みについては、事業の利用率(利用者数/6～11歳の各歳人口)の過去5年(平成27年度～31年度)の伸びを使用して推計しました。

確保量は、既存の5か所の登録可能な児童数とし、既存の実施体制で受け入れを図ります。

【参考】《第1期計画期間の申込者数(各年度5月1日時点)》

区分	第1期計画				
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①申込者数(人)	271人	266人	288人	304人	332人
1～3年生	212人	196人	198人	207人	226人
4～6年生	59人	70人	90人	97人	106人

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策(案)》

区分	第2期計画				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①事業実績に基づく量の見込み (登録児童数/人)	337人	352人	363人	375人	387人
1年生	72人	75人	75人	77人	77人
2年生	78人	81人	81人	83人	84人
3年生	67人	70人	70人	72人	72人
4年生	52人	55人	59人	62人	67人
5年生	41人	43人	47人	49人	52人
6年生	27人	28人	31人	32人	35人
②確保量 (登録児童数/人)	410人	410人	410人	410人	410人
実施か所数/か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
登録児童数/人	410人	410人	410人	410人	410人
過不足(②-①)	73人	58人	47人	35人	23人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・・・生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

現在対象世帯はありません。対象世帯がでた場合は特定教育・保育施設等と連携し、助成を行います。

《第2期計画における考え方》

本事業については、必要に応じて助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・・・幼稚園、保育園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園等の設置又は運営を促進するための事業です。

《事業の量の見込みの推計及び確保方策の考え方》

量の見込みを設定する必要はありません。

《第2期計画における考え方》

本事業により新規参入等を促進する事業については必要に応じて検討します。

4 教育・保育の一体的提供及び質の確保・向上

本市には、平成31年度現在、認定こども園が4園あり、第1期計画で見込んだとおりの移行状況です。

今後も、教育・保育施設等の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携について、その強化に努めます。

また、保育・教育の質の確保・向上を図るため、保育士や幼稚園教諭等への研修や指導等の充実のほか、教育・保育施設への適正な指導検査と必要な助言・指導等に努めます。

さらに、幼児教育・保育等における専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する専門職（幼児教育アドバイザー）を育成・確保し、配置するための体制整備に取り組みます。

5 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに、希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供や相談支援を引き続き実施します。

また、需要に応じた教育・保育の提供体制の確保に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する市民が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本市は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。

7 外国につながる幼児への支援・配慮

本市では、国際交流や多文化共生への意識を深める取組を推進しており、今後も国際化の進展や、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、本市で安心して出産や子育てができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を検討します。



第5章 新・放課後子ども総合プランの推進

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方向性が示されています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込みに対する確保方策を推進するほか、放課後子ども教室についても、既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたり、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組み、さらなる充実に図ります。

放課後子ども教室の整備計画

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度※	6年度
整備か所数	4	4	4	4	4

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備計画

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度※	6年度
整備か所数	4	4	4	4	4

※国の「新・放課後子ども総合プラン」の目標年度（2023年度）



第6章 子ども・子育てに関する施策の総合的な展開

Ⅰ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策にあたっては、要保護児童対策地域協議会ネットワーク等を通じて、関係機関との情報共有と連携の強化に努めるほか、相談支援や見守り活動、虐待を受けてしまった子どもの社会復帰への支援の強化に努めます。

また、子どもと家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援していくため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
要保護児童対策地域協議会ネットワーク	開催回数 5 回	子どもの権利を守る社会づくりを進めるため、関係各課、関係機関との情報交換及び連携を強化する要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待の早期発見未然防止、援助活動及び啓発に努めます。	こども福祉課
家庭児童相談室の開設	相談件数 1,244 件	育児の悩みや家庭における児童の健全育成を図るため、育児相談及び指導を行います。	こども福祉課
支援を必要とする子育て家庭の見守り活動	対象世帯 4 世帯	相談相手がいないなど、育児の孤立化等に悩む家庭に対して、主任児童委員、民生児童委員と連携を図りながら見守り活動を強化します。	こども福祉課
子どもの社会復帰支援	支援件数 35 件	不幸にして虐待を受けてしまった子どもに対しては里親制度や児童養護施設入所による児童の保護、自立支援に努めます。 また、長期の疾病による病児・病後児については、医療環境の整った施設にて教育を受けられるよう検討します。	こども福祉課
【新規】 子ども家庭総合支援拠点の設置	—	地域の全ての子ども・家庭相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制を強化し、18歳までの全ての子どもと家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援していきます。	こども福祉課 健康増進課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援にあたっては、児童扶養手当の支給をはじめ、経済的負担の軽減のための手当や資金貸付、医療費助成等を継続します。

また、母子・父子福祉センターと連携し、日常生活の支援や就労支援等、自立を支援する事業を推進します。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
ひとり親家庭の経済的負担の軽減	支給世帯等 645 世帯	「児童扶養手当」の支給並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付、ひとり親家庭を対象とした医療費の支給等、経済的負担の軽減を行います。	こども福祉課
母子・父子福祉センターとの連携	支援世帯 211 世帯	自立が困難な母子家庭等に対して、県と連携を図りながら生活の場の確保や各種の相談に応じるとともに、生活指導及び生業の指導を行います。	こども福祉課

(3) 障がい児施策の充実等

障がい児施策については、全保育園及び認定こども園で受け入れを行っている障がい児保育の推進や特別支援教育の充実とともに、第1期障害児福祉計画に基づき、障害児通所支援や医療的ケア児に対する支援の充実に努めます。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
障がい児保育の推進	利用者数 1 人	障がい児の希望や障がいの実情に応じた保育・教育を受けられる体制づくりに努めます。	こども福祉課
障害児通所支援の充実	利用件数 376 件	障がいの特性に応じて、地域の身近な場所で通所等による専門的な支援を受けられるよう児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業等を行います。	社会福祉課
特別支援教育の充実	就学相談件数 22 件 特別支援教育 支援員派遣数 16 人	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援をするために教育相談や就学相談を行い、本人・保護者に十分な情報提供を行います。また、教育的なニーズに応じた指導と保護者及び医療、福祉等の関係機関と連携した一貫性のある支援に努めます。	学校教育課

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
療育支援	延利用者数 1,056 人	幼児健診や巡回相談時に発達等で配慮が必要な幼児や児童に対し、発達課題を明確にし、保健、福祉、教育、医療の連携のもと、のびのび相談・どんぐり相談・あゆみ相談・どんぐり教室・ことばの相談の集団・個別支援を行い、保護者にその子に合った関わり方を提案します。 また、療育に関する相談・教室等は、運動療法等を加えて拡充します。	健康増進課
【新規】 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	—	日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員の配置について検討します。	こども福祉課

(4) 子どもの貧困対策の推進

①教育支援

教育支援にあたっては、生活困窮層において、教育費や生活費等の不安が大きいことを踏まえつつ、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもがその意欲と能力に応じた教育を十分に受けることができるよう、国の就学援助制度に基づく就学に必要な費用に対する援助を継続します。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
就学援助制度	小学生 要保護・準要保護児童数 38 人 扶助費総額 2,862,254 円 中学生 要保護・準要保護生徒数 32 人 扶助費総額 3,718,627 円	小中学校に在籍する児童及び生徒の保護者のうち、経済的な理由で就学に必要な支出が困難な方に対し、その費用の援助をするものです。	学校教育課

②生活支援

生活支援にあたっては、生活困窮層の家庭が孤立せずに、安心して生活することができるよう、引き続き住宅確保給付金の支給を通じて、住まいの確保を支援します。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
住宅確保給付金	—	離職により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、引き続き有期で家賃相当額を支給します。	社会福祉課

③就労支援

保護者の就労支援にあたっては、生活困窮の比率が比較的高いひとり親家庭が、安定した収入を得られるよう、就労機会の確保を支援するための取組を継続します。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
ひとり親家庭向け就労支援	2 人 1,646,500 円	ひとり親家庭に対し仕事に関する相談、あっせん等を引き続き行います。	こども福祉課

④経済的支援

経済的支援にあたっては、生活困窮層の家庭が安心して暮らすことができるよう、ひとり親家庭向けの児童扶養手当の支給や福祉資金の貸付け等により、安定した生活基盤の確保に努めます。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
児童扶養手当の支給	延べ 643 世帯 101,104,630 円	ひとり親家庭を対象として児童扶養手当の支給を引き続き行います。	こども福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	—	鹿行県民センターと連携し、ひとり親家庭に対し就学資金等の貸付を引き続き行います。	こども福祉課
【再掲】 就学援助制度	55 ページ参照	小中学校に在籍する児童及び生徒の保護者のうち、経済的な理由で就学に必要な支出が困難な方に対し、その費用の援助をするものです。	学校教育課

2 子育て支援及び仕事との両立支援

(1) 地域子育て支援の充実

子育て支援にあたっては、身近な場所での親子の遊び場の提供のほか、子育てに関する知識の習得や教育力の向上、子育ての仲間づくりを支援するために、講座の開催とともに、「家庭教育支援チーム」の設置による情報提供等を図ります。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
子育て広場	延利用者数 4,984 人/452 回	市内3か所において、子育て広場指導員を配置し、乳幼児と保護者が自由に遊べる場の提供をします。	子育て世代包括支援センター「どれみ」
子育てに関する講座・教室	延参加者数 759 人	親子のふれあいを目的とした講座や教室、保護者・祖父母・地域の方向けの子育てに関する講座を行います。	子育て世代包括支援センター「どれみ」
保護者支援	延参加者数 165 人	保護者同士が、子育ての悩みを語り合い情報交換や仲間づくりができるような場を提供したり、母親同士の自己効力感を回復・強化し、子育てする仲間とともに地域で支えあえる仕組みを構築します。	子育て世代包括支援センター「どれみ」
子育てサークル活動の支援	支援団体数 4 団体	子育てサークル等が子育て交流活動を通じて、子育てに関する悩みや情報交換をしながら、気軽につどえる場を確保します。	子育て世代包括支援センター「どれみ」
訪問型家庭教育支援	訪問戸数 216 戸	「家庭教育支援チーム」を設置し、子育て中の家庭を訪問し、家庭教育に関する情報提供及び相談対応を行います。	生涯学習課



(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)にあたっては、男女共同参画基本計画に基づき、子育て支援のためのパパ向けの講座を開催するほか、行方市HPの「なめがたお仕事情報局」等を通じて、出産・育児後の女性の就業・再就職の支援に努めます。

また、各種の両立支援制度の周知に向けた、広報・啓発を図ります。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
男女共同参画による子育ての推進	開催回数3回(パパ向け講座)	保育サービスや育児に関する相談・情報提供等、子育ての負担軽減策を推進し、男女が充実した家庭生活、社会生活を送れる環境づくりに努めます。	企画政策課 こども福祉課 子育て世代包括支援センター「どれみ」
就業・再就職の支援	求職者数(女性)30人(14人) 就職者数1人 開催回数3回(女性のための暮らし方講座)	行方市HPの「なめがたお仕事情報局」の情報の充実を図り、就職を希望する女性の雇用を促進します。 また、女性の出産・育児後の再就職の支援や知識・技術等の習得機会の充実等、男女が共に働きやすい条件整備の支援に努めます。	商工観光課 企画政策課
子育てと仕事の両立支援に向けた広報・啓発	—	男女雇用機会均等法や育児休業法等、諸制度の遵守等を事業所に啓発するとともに、多様な生き方が選択できるようワーク・ライフ・バランスを推進します。	企画政策課

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育サービスを展開するほか、保育サービスや子育て支援サービスの利用にあたって、手続きの簡素化や情報提供の充実に努めます。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
多様な働き方に対応した保育サービスの充実	休日保育実施園2園 延利用者数933人 137日	市民ニーズに即した一時保育、延長保育、休日保育、病後児保育等、多様な保育サービスの提供を促進します。	こども福祉課
利用手続きの改善とサービスの周知	HP掲載 市報掲載 子育てマップの配布	安心して出産・子育てができる環境の整備を推進するとともに、利用手続きの改善と併せて、子育て支援施策を積極的にPRします。	こども福祉課

3 子どもと親の健康づくり

(1) 子どもと親の健康の確保・増進

子どもと親の健康の確保・増進にあたっては、母子保健事業を通じて、親子の健康管理や疾病等の早期発見、育児不安の軽減等を支援するほか、不妊に対する支援を図ります。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
母子健康手帳の交付	交付者数 159 人	母の妊娠中・出産・産後の記録及び誕生児の健診や予防接種等を記録します。 子育て世代包括支援センターで交付しており、保健師等が全妊婦と面接し妊娠・出産・子育ての情報提供を行います。	子育て世代包括支援センター「どれみ」
妊婦支援	延利用者数 47 人/ 6 回	妊婦及びその家族が妊娠から出産に至る過程において、正しい知識を習得し、妊婦同士の交流が促進されるよう、マタニティサロンやスクールを開催します。	健康増進課
各種乳幼児健診	受診者数 585 人/24 回	乳幼児を対象に 1 歳 6 か月児・2 歳児歯科・3 歳児健康診査等を実施し、子どもの成長発達や先天性疾患・発達障がい・疾病の早期発見・早期治療、予防接種の勧奨、育児支援を進めます。	健康増進課
乳幼児訪問指導	延利用者数 502 人	健診・相談、関係機関からの依頼等により、訪問が必要と判断される場合に保健師等が訪問指導を行います。	健康増進課
乳幼児相談	延利用者数 1,063 人	乳幼児を対象とした育児相談・こんにちは赤ちゃん相談・7 か月児相談等を実施し、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換や交流を図ります。 また、5 歳児相談を実施し、子どもの成長・発達を確認しながら、適切な支援を行います。	健康増進課
乳幼児歯科保健	受診者数 1,101 人 /45 回	乳幼児等を対象に、時期に応じた歯科健診・歯科指導・食生活習慣の指導等の事業を行います。	健康増進課

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
母乳育児支援	延利用者数 204 人	母乳等の相談が受けられるよう、医療機関等で利用できる母乳等育児相談助成券を発行します。	健康増進課
乳幼児の事故予防啓発	配布数 172 人	乳幼児健診時にリーフレット等を配布し、子どもの事故予防のための啓発を進めます。	健康増進課
各種予防接種	延受診者数 7,068 人	乳幼児及び児童・生徒への予防接種を行い、感染症の予防や症状の軽減、病気の蔓延防止に努めます。	健康増進課
不妊に対する支援	延利用者数 15 人	医療保険適用外の不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。 また、申請に来所した機会や電話による相談を行います。	健康増進課
離乳食教室	参加者数 132 人	乳児の保護者に対して、月齢に合わせた離乳食を調理しながら口腔内の発達に対する理解を深め、乳児の「食べる力」を育てていきます。	健康増進課

(2) 食育の推進

食育の推進にあたっては、「行方市健康づくり計画」に基づき、食生活改善推進協議会と連携し、地域や学校等において、地産地消、郷土料理等、食文化の継承を図るための取組を図ります。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
食生活改善推進協議会	事業参加者数 350 人	食生活改善推進員を通じて、食育教室や小学校への食育活動を行うとともに、地産地消、郷土料理等、食文化の継承に努め、食を通じた生涯にわたる健康づくりを推進します。	健康増進課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の充実にあたっては、小学生を対象に、思春期の心とからだについての講座を継続開催するほか、いのちの大切さの学びを深めるための授業や講座、体験学習の推進を図ります。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
思春期出前講座	参加者数 287 人	小学校中・高学年児童を対象に、思春期の心とからだについての出前講座を開催し、いのちの大切さや二次性徴についての知識を深めます。	健康増進課 学校教育課
思春期ふれあい体験	延利用者数 640 人	中学生を対象に、いのちの授業・赤ちゃん講座・赤ちゃんふれあい体験学習を行います。	健康増進課 学校教育課

(4) 小児医療の充実

小児医療の充実にあたっては、各種乳幼児健診や家庭への訪問事業等を通じて、休日・夜間小児救急医療機関の周知に努めます。

施策・事業名	事業実績	第2期計画の内容・方針	担当課
	平成 30 年度		
休日・夜間小児救急医療機関の周知	利用者数 63 人	健診時・こんにちは赤ちゃん訪問等の機会を通じて、救急医療機関の情報の周知に努めます。	健康増進課



第7章 計画の推進と評価

1 協働による計画の推進

本市は、本計画の基本理念である「未来をひらく子どもが健やかに生まれ育つためのまちづくり」に向けて、子ども・子育て支援を最優先し、市民、事業者、関係団体、行政等がそれぞれの立場で協力し合う「協働」により、計画を推進します。

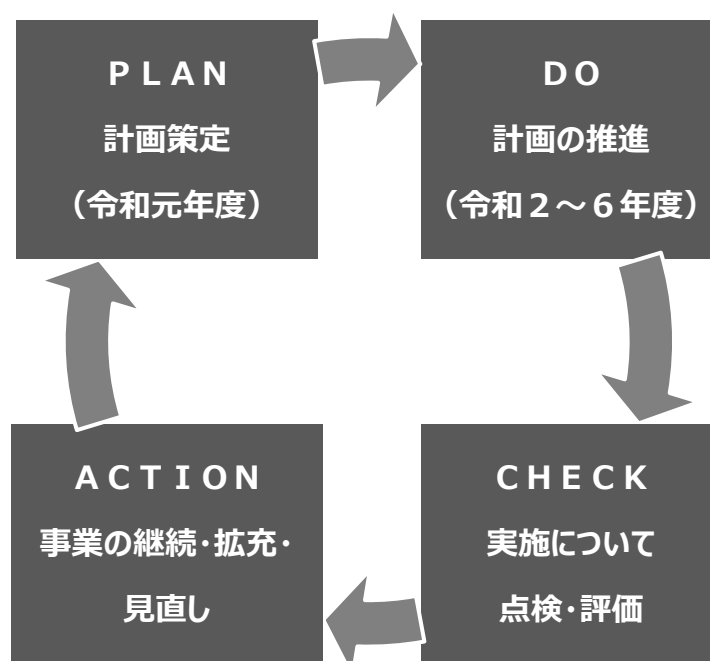
2 計画の点検・評価

本市は、本計画の策定にあたり、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「行方市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

本会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況を審議する場として位置付けられています。

そのため、本計画の策定後も「行方市子ども・子育て会議」において、年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っていきます。

PDCA



資料編

Ⅰ 計画策定の経過

年月日	調査・会議
平成30年12月 ～平成31年1月	子育て支援ニーズ調査 ・就学前児童の保護者 952 票配布・745 票回収(回収率 78.3%) ・小学1年生から3年生の保護者 725 票配布・612 票回収(回収率 84.4%)
	子育て家庭の生活実態調査 ・小学5年生・6年生全体 537 票配布・457 票回収(回収率 85.1%) ・小学5年生・6年生の保護者全体 537 票配布・454 票回収(回収率 84.5%) ・中学2年生・3年生全体 532 票配布・417 票回収(回収率 78.4%) ・中学2年生・3年生の保護者全体 532 票配布・414 票回収(回収率 77.8%)
令和元年 9月25日	第1回庁内ワーキング会議 ・第2期行方市子ども・子育て支援事業計画策定のための量の見込み の確保方策の検討 ・計画策定のスケジュール
10月7日	第2回庁内ワーキング会議 ・第2期行方市子ども・子育て支援事業計画策定のための量の見込み の確保方策について ・子ども・子育て関連事業について
10月29日	第1回行方市子ども・子育て会議 ・第2期行方市子ども・子育て支援事業計画策定のための量の見込み の確保方策について
11月25日	第2回行方市子ども・子育て会議 ・第2期行方市子ども・子育て支援事業計画案について
令和2年 1月10日 ～1月31日	パブリックコメントの実施
2月10日	第3回行方市子ども・子育て会議 ・第2期行方市子ども・子育て支援事業計画案について



2 行方市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 23 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条第 2 項において「法」という。)

第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、行方市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事において、議決をする必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、市民福祉部こども福祉課において処理する。

(平 26 条例 19・平 30 条例 4・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日とする。

(行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年行方市条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 行方市子ども・子育て会議委員名簿

敬称略

	役 職	氏 名	選出事由	所 属 等
1		羽生 直美	子どもの保護者	社会福祉法人 道邦会 麻生こども園保護者代表
2		関野 ちづる	子どもの保護者	社会福祉法人 聖隷会 玉造第二保育園保護者代表
3		鬼澤 瞳	子どもの保護者	社会福祉法人 菫福祉会 子どもの家菫の苑保護者代表
4		浅野 彩	事業主の代表	四季彩
5		茂木 美貴	労働者の代表	麻生幼稚園 PTA 会長
6		石上 美紀	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	行方市放課後児童クラブ指導員
7		花ヶ崎 圭一郎	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	行方市立麻生東小学校長
8		高野 照代	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	行方市立玉造幼稚園長
9		石崎 範子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	社会福祉法人 聖隷会 玉造第一保育園長
10	副会長	齋藤 和子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	社会福祉法人 聖隷会 玉造第三保育園長
11	会 長	久保 力	学識経験者	行方市元保健福祉部長
12		横田 英一	学識経験者	行方市教育長
13		高木 正	市長が必要と認めた者	行方市議会教育厚生委員長
14		緑川 正實	市長が必要と認めた者	行方市民生委員主任児童委員

行方市子ども・子育て支援事業計画（第2期：令和2年度～令和6年度）

令和2年3月 行方市市民福祉部こども福祉課

〒311-3512 茨城県行方市玉造甲 404（玉造庁舎）

電話 0299（55）0111（代表）

